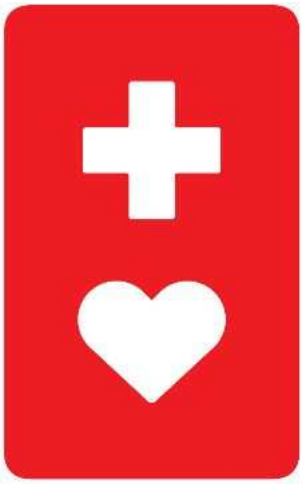
しょうがい福祉のガイドブック



◆身体障がい者標識



◆ヘルプマーク



◆ほじょ犬ステッカー



◆障がい者のための国際シンボルマーク



◆盲人のための国際シンボルマーク

都城市

福祉部　障がい福祉課

（令和８年１０月版）

目　次

１　各種手帳の交付について　頁

○身体障害者手帳　1
○療育手帳　1
○精神障害者保健福祉手帳　1

２　マイナンバーに関することについて　2～3
３　医療について

○自立支援医療（育成医療）　4
○自立支援医療（更生医療）　4
○自立支援医療（精神通院医療）　5
○自立支援医療　6
　・所得の区分に関するチェックシート
○重度心身障害者医療費助成制度　7～8
○後期高齢医療　9
○在宅歯科医療連携室　9

４　手当・年金について

○特別障害者手当　10
○障害児福祉手当　11
○特別児童扶養手当　12
○障害年金　13
○心身障害者扶養共済制度　13～14

５　日常生活用具・補装具について

○日常生活用具の給付、用具一覧　15～17
○補装具費の支給　18

６　障害福祉サービス・障害児通所支援について

○障害者総合支援法のポイント　19
○障害者総合支援法のｻｰﾋﾞｽの種類と分類　19～20
○児童福祉法に基づく給付　21
○サービス提供事業所について　21
○計画相談支援等事業　22～23
○障害福祉サービス・障害児通所支援の利用までの流れ　24

７　在宅福祉サービスについて

○重度身体障がい者等移動支援事業（移送サービス）　25
○手話通訳者・要約筆記者の派遣　25
○郵便による投票　25

８　住宅に関する援助について

○身体障害者（児）住宅改修事業　26

９　自動車に関する援助について

○自動車改造費の助成　27
○駐車禁止除外指定車標章　27
○自動車運転免許取得費の助成　28
○有料道路通行料金の割引　28～29
○自動車に関する税金の減免　30～31
○おもいやり駐車場制度　32

１０　交通関係について　頁

○タクシー料金の割引　33
○重度障害者タクシー等利用料金助成　33
○バス運賃の割引　34

１０　交通関係について

○フェリー運賃の割引　35
○国内航空運賃の割引　35
○鉄道運賃の割引　35

１１　各種控除・減免・割引制度について

○所得税の控除　36
○住民税の控除・非課税　36
○相続税の控除　36
○定期預金等の利子非課税（マル優制度）　37
○ＮＨＫ受信料の全額免除・半額免除　37
○携帯電話の割引　37
○公共施設の入館料の免除　37
○都城市健康増進施設利用助成券　38

１２　その他の福祉サービス

○生活福祉資金の貸付　39
○障がい者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ都城）　39
○点字図書館　39
○地域活動支援センターⅢ型事業所アートスペース夢　39
○ヘルプマーク　39
○電話リレーサービス　39

１３　障がいに関する相談について

○身体障がい者関係団体　40
○障がい者虐待相談　40
○身体障がい者相談員　41
○障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター　41
○発達障害者支援センター　42
○都城市こども発達センター　42
○幼児言語訓練事業　42
○都城市療育支援事業　42
○障がい者の就職相談　43
○都城市地域活動支援センターぽかぽか　43
○宮崎県あんしんサポートセンター　43
○障がい児・者そうだんサポートセンター　44
○宮崎県盲ろう者友の会　44
○都城市障害者自立支援協議会　44
○アルコール/薬物/ギャンブルの依存症等　44～45

１４　こころの相談について

○こころの電話相談機関　46
○こころの健康相談事業　46
○ＳＮＳ相談事業　47

１５　障害者差別解消法をご存知ですか？　48
１６　火事・救命救急に関する通報について　49～51
窓口受付時間・リモート窓口のご案内　52～53

1　各種手帳の交付について

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

身体障害者手帳

※手帳の交付には、１か月半～２か月かかります。

身体に障がいのある方が、各種福祉サービス等を利用するために必要です。なお、脳血管障害、外傷等、障がい発生の状況によって固定時期がありますので御注意ください。

障がいの区分	●視覚　●聴覚　●平衡機能　●音声、言語、そしゃく機能　●肢体不自由 ●内部（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）
手続きに必要なもの	（１）身体障害者（児）手帳交付申請書 （２）指定医師の診断書・意見書（定められた様式があります） （３）顔写真（横３㎝×縦４㎝）**※シール式や耐水性のないものは不可。** **※１年以内に撮影（無背景で鮮明なもの）されたもので、正面を向き脱帽した写真。** （４）マイナンバー確認書類（２頁参照）

療育手帳

※手帳の交付には、１か月半～２か月かかります。

知的障がいのある方が、各種福祉サービス等を利用するために必要です。なお、申請書を提出する前に、判定日を南部福祉こどもセンター（児童相談所）(☎２２－４２９４）にて予約してください。

障がいの程度	●Ａ（重度）　●Ｂ－１（中度）　●Ｂ－２（軽度） 南部福祉こどもセンター（児童相談所）で判定します。
手続きに必要なもの	（１）療育手帳交付申請書　（２）マイナンバー確認書類（２頁参照） （３）顔写真（横３㎝×縦４㎝）**※シール式や耐水性のないものは不可。** **※半年以内に撮影（無背景で鮮明なもの）されたもので、正面を向き脱帽した写真。**

精神障害者保健福祉手帳

（問合せ先）障がい福祉課(精神保健福祉・自殺対策担当)
各総合支所地域生活課

※手帳の交付には、約３か月かかります。

統合失調症、うつ病、てんかん、薬物などの依存症等の精神障がいのある方が、各種福祉サービス等を利用するために必要です。なお、手帳は２年ごとに更新する必要があり、更新の手続きは有効期限の３ヶ月前から行うことができます。障がいの程度は、１級から３級に区分されます。

[手続きに必要なもの]

①精神疾患が理由で 障害年金を受給中の方	（１）障害者手帳申請書（２）同意書 （３）障害年金証書もしくは障害年金振込（支払）通知書 （４）顔写真（横３㎝×縦４㎝）**※シール式や耐水性のないものは不可。** **※１年以内に撮影（無背景で鮮明なもの）されたもので、正面を向き脱帽した写真。** （５）マイナンバー確認書類
②上記以外の方	（１）障害者手帳申請書（２）診断書※定められた様式があります （３）顔写真（横３㎝×縦４㎝）**※シール式や耐水性のないものは不可。** **※１年以内に撮影（無背景で鮮明なもの）されたもので、正面を向き脱帽した写真。** ※自立支援医療（精神障害者通院医療費公費負担制度）との同時申請も可能です。 （４）マイナンバー確認書類

※手帳に記載された内容に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。

申請書および診断書の様式等は障がい福祉課や各総合支所地域生活課の窓口で入手できるほか、
都城市公式ホームページ「障害者手帳の各種交付手続きを紹介します」からダウンロードできます。

２　マイナンバーに関することについて

申請の際には、マイナンバー制度の導入に伴い申請書にマイナンバーの記入及びマイナンバーの提示が必要です。各事務の「手続に必要なもの」に加え、以下のマイナンバー制度導入に伴う本人確認書類を御持参ください。

※県と市が事務を行う申請については、本人確認書類等の種類が異なります。

1　マイナンバー利用事務（県が主たる事務実施者）

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

〇マイナンバー制度導入に伴う本人確認に必要なもの

本人申請の場合

下記の①、②、③のいずれかを御提示ください。

①マイナンバーカードを作成している場合

マイナンバーカード（見本Ｉ）のみ

②マイナンバーカードを作成していない場合

通知カード（見本２）と写真付の身分証明書をＩつ

【例：運転免許証、各種手帳（身体・療育・精神）、パスポート等】

③写真付の身分証明書がない場合

通知カード（見本２）と氏名・住所が確認できる証明書を２つ

【資格確認書、年金手帳、介護保険の被保険者証等】

代理申請の場合

本人の番号・代理権の確認、代理人の身分確認のため、下記を御提示ください。

・上記の本人申請の場合の①、②、③のいずれか

・代理人の身分証明書（上記の本人申請の場合①、②、③のいずれか）

2　マイナンバー利用事務（市が主たる事務実施者）

自立支援医療（更生医療・育成医療）、**障害福祉サービス・障害児通所給付・地域生活支援事業、自動車改造・自動車免許取得、日常生活用具・補装具、重度心身障害者医療費助成**

〇マイナンバー制度導入に伴う本人確認に必要なもの

本人申請の場合

次の①、②、③のいずれかを御提示ください。

① マイナンバーカードを作成している場合

マイナンバーカード（上記参照）のみ

② マイナンバーカードを作成していない場合

通知カード（上記参照）と写真付の身分証明書をＩつ

【例：県立高校の学生証、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、運転免許証、各種手帳（身体・療育・精神）、パスポート等】

③写真付の身分証明書がない場合

通知カード（前頁参照）と氏名・住所が確認できる証明書を２つ

【例：資格確認書、年金手帳、介護保険の被保険者証、生活保護受給者証、各種年金証書、介護保険負担限度額認定証、敬老特別乗車券、自立支援医療受給者証、恩給証書、都城市重度心身障害者医療費受給資格証、障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類等】

代理申請の場合

本人の番号・代理権の確認、代理人の本人確認のため、下記を御提示ください。

・上記の本人申請の場合の①、②、③のいずれか

・代理人の身分証明書（上記の本人申請の場合①、②、③のいずれか）

マイナンバーカード（見本１）



通知カード（見本２）



マイナ保険証施行に伴う被保険者情報の確認について

マイナンバーカードと保険証の連携により、マイナ保険証で受診できる病院や薬局も多くありますが、自治体には医療機関のような読み取りの機械がないため、引き続き自立支援医療や重度心身障害者医療費助成の申請の際には、マイナンバーカード等医療保険の被保険者情報が確認できるものを御持参ください。

〇マイナ保険証施行に伴う被保険者情報の確認には、次の（１）～（４）のいずれか一つが必要

（１）マイナポータルの医療保険者の資格情報の画面もしくはデータを印字したもの

※市役所窓口に設置しているマイナポータル専用パソコン等でも、被保険者情報を確認できます。御自身のマイナンバーカード（設定した４桁のパスワード情報が必要）を御持参ください。

（２）加入された医療保険の保険者から交付された「資格確認書」

（３）加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」

〇上記のいずれもお持ちでない場合に必要なもの

マイナンバーが確認できるもの（被保険者情報の資格確認を行うため）

3　医療について

自立支援医療（育成医療）

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

１８歳未満の障がい及び疾患に対し機能改善を図る医療について、医療費の支給を行います。

給付対象者	肢体不自由、視覚、聴覚・平衡、音声・言語・咀嚼、心臓、じん臓、小腸、肝臓、免疫機能障がい等。※原則として、手術・治療前の申請が必要な制度です。
対象となる医療機関	障害者総合支援法に基づく指定医療機関での治療等でなければ受けられません。受療される医療機関に確認してください。
手続きに必要なもの	（１）自立支援医療費支給認定申請書 （２）自立支援医療（育成医療）意見書 ※定められた様式で、医師の診断によるもの （３）マイナ保険証または資格確認書 ※国保(後期)の場合は、世帯全員分。その他で被扶養者の場合は、本人分と被保険者本人のものを併せて御持参ください。 （４）特定疾病受給者証　※保険者より発行を受けている場合 （５）保護者が障害年金等を受給中の方は、年金額がわかる書類の写し ※年金証書、振込通知書、通帳など （６）所得、税額の確認できる書類　※市で所得等が確認できない場合のみ （７）マイナンバー確認書類（※2・3 頁の2参照）

自立支援医療（更生医療）

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

１８歳以上の身体障害者手帳所持者で、手帳に記載のある障がいに対する手術や治療によりその機能を改善又は維持できる場合に医療費の支給を行います。

給付対象者	肢体不自由、心臓機能、視覚、聴覚、免疫機能、音声・言語・咀嚼、じん臓機能障がい等の手術や治療など。　※原則として、手術・治療前の申請が必要な制度です。
対象となる医療機関	障害者総合支援法に基づく指定医療機関での治療等でなければ受けられません。受療される医療機関に確認してください。
手続きに必要なもの	（１）上記の自立支援医療(育成医療)の「手続きに必要なもの」と同じ ※自立支援医療（更生医療）意見書は、定められた様式で医師の診断によるもの （２）身体障害者手帳
	【身体障害者手帳との同時申請の場合】 ※身体障害者手帳との同時申請が認められるのは、人工透析や心臓手術など、緊急に手術や治療が必要な場合に限られます。 上段の手続きに必要なものに加え、必要なもの （１）身体障害者手帳交付申請書　　（２）診断書（身体障害者手帳用） （３）顔写真（横３㎝×縦４㎝）※１年以内のもので、シール式は不可 （４）マイナンバー確認書類（※2・3 頁の2参照）

自立支援医療（精神通院医療）

（問合せ先）障がい福祉課（精神保健福祉・自殺対策担当）
各総合支所地域生活課

精神科の病気で通院した場合に、かかった医療費の自己負担額が１割になる制度です。通院のほか、薬局や精神科デイケア、訪問看護も対象となります。

［手続きに必要なもの］

精神通院医療（単独申請の場合）	（１）自立支援医療申請書（２）マイナ保険証または資格確認書 （３）診断書（通院医療費公費負担用）※診断書の提出は２年に１度です （４）重度かつ継続に関する意見書　※旧診断書様式を使用し、課税世帯の場合必要 （５）所得、税額の確認できる書類　※市で所得等が確認できない場合のみ （６）障害年金等を受給中の方は、年金額がわかる書類の写し（振込通知書、通帳など） （７）マイナンバーに関する書類（※2 頁の1参照）
精神障害者保健福祉手帳との同時申請の場合（注１）	（１）自立支援医療申請書（２）マイナ保険証または資格確認書 （３）障害者手帳申請書（４）診断書（精神障害者保健福祉手帳用） （５）重度かつ継続に関する意見書　※旧診断書様式を使用し、課税世帯の場合必要 （６）所得、税額の確認できる書類　※市で所得等が確認できない場合のみ （７）顔写真（横３㎝×縦４㎝）※１年以内のもので、シール式は不可 （８）障害年金等を受給中の方は、年金額がわかる書類の写し（振込通知書、通帳など） （９）マイナンバーに関する書類（※2 頁の1参照）

（注１）精神障害者保健福祉手帳との同時申請について、有効期間が手帳は２年、自立支援医療は１年と差がありますので更新の期限には御注意ください。申請の手続きは医療機関が代行される場合が多くありますので、現在受診中の医療機関へ問い合わせください。
（注２）受給者証を破損・紛失の時は、再交付の申請ができますので届け出てください。
（注３）訪問看護ステーションを利用される場合は訪問看護指示書も必要となります。

自立支援医療申請書及び診断書等は、障がい福祉課及び各総合支所地域生活課の窓口で入手できるほか、都城市公式ホームページ「自立支援医療（精神通院医療）の手続きをお知らせします」からもダウンロードできます。

●自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）共通注意事項●

（１）基本的には１割負担ですが、本人及び家族の税額（医療保険）によって月額負担限度額が変わります。詳しくは、次ページをご覧ください。
（２）住所、氏名、保険証に関する内容、利用医療機関・薬局に変更があった場合は、届出が必要です。
（３）適用は登録されている医療機関のみです。なお、医療機関および薬局の登録は原則１箇所のみです。

〈　自立支援医療　所得の区分に関するチェックシート　〉

※　以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関しての質問

１　自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。

・受けている：「生保」に○をしてください。

・受けていない：２へ

２　自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。

・課税されていない：３へ（市町村民税非課税証明書をご用意ください。）

・課税されている：４へ（市町村民税の課税額が分かる証明書をご用意ください。）

３　自立支援医療を受診する方の収入が８２万６，５００円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が１８歳未満の場合にはその保護者の収入が保護者全員それぞれ８２万６，５００円以下ですか。）

（※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）

（※手当額の目安は１０頁から１２頁を参照）

・８２万６，５００円以下：「低１」に○をしてください。

・８２万６，５００円を超える：「低２」に○をしてください。

４　自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）の合計は、以下のどの金額に該当しますか。

・市町村民税額（所得割）　３万３千円未満：「中間１」に○をしてください。

・市町村民税額（所得割）２３万５千円未満：「中間２」に○をしてください。

・市町村民税額（所得割）２３万５千円以上：「一定以上」に○をしてください。

５　「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。

・該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。

・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

※「重度かつ継続」の対象範囲

① 精神通院医療・・・統合失調症、　躁うつ病・うつ病、　てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、３年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を要すると判断された者

育成医療・更生医療・・・腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）、免疫機能障害

② 医療保険の高額療養費で多数該当の方

<table>
<tr><td colspan="2">←――――　一定所得以下　――――→</td><td>←――――</td><td colspan="2">中間的な所得　――――→</td><td>←一定所得以上→</td></tr>
<tr><td>←「生保」→</td><td>←「低１」→</td><td>←「低２」→</td><td colspan="2">←「中間１」→　←「中間２」→</td><td>←「一定以上」→</td></tr>
<tr><td rowspan="6">０円</td><td rowspan="6">負担上限額
２，５００円</td><td rowspan="6">負担上限額
５，０００円</td><td colspan="2">負担上限額
医療保険の自己負担上限額</td><td rowspan="3">公費負担の対象外
（医療保険の負担割合・負担限度額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">育成医療の経過措置</td></tr>
<tr><td>負担上限額
５，０００円</td><td>負担上限額
１０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="3">重度かつ継続</td></tr>
<tr><td>負担上限額
５，０００円</td><td>負担上限額
１０，０００円</td><td>負担上限額
２０，０００円</td></tr>
</table>

重度心身障害者医療費助成制度

（問合せ先）障がい福祉課
各総合支所地域生活課

◆対象となる方

受給資格証	対象者	受給資格証を提示できる病院・薬局など
重度	・身体手帳１～２級 ・療育手帳Ａ ・身体手帳３級と療育手帳Ｂ-１	宮崎県内で保険診療を受ける場合 ①病院　②薬局　③柔道整復施術所 ①　訪問看護ステーション
重度（精神）	・精神手帳１級	同上（精神科入院除く）
中度	・身体手帳３級 ・療育手帳Ｂ-１ ・身体手帳４級と療育手帳Ｂ-２	都城市・三股町内で保険診療を受ける場合 ①病院　②薬局　③訪問看護ステーション

※次の方は本制度の対象となりません。
・所得（収入から経費を引いた額）が高い方　所得制限額の目安：対象者本人 1,695,000 円、対象者の配偶者・扶養義務者 6,387,000 円
・子ども医療、ひとり親医療、寡婦医療の対象者　・生活保護受給者　・障がい者手帳の有効期限が切れている方

◆助成内容

年齢	受給資格証	受給資格証を提示できる病院・薬局などの窓口での自己負担額（1 診療報酬明細書）		1 診療月あたりの助成額	1 診療月あたりの最終自己負担額
小中学生	重度	０円		全額	０円
	重度（精神）	同上*		同上*	同上*
中学卒業～20 歳未満	重度	０円		全額	０円
	重度（精神）	同上*		同上*	同上*
	中度	３割負担		自己負担合計額から 1,000 円引いた額の半額	自己負担合計額の半額＋500 円
20 歳以上	重度	入院	1,000 円／月	自己負担合計額から 1,000 円引いた額の全額	1,000 円
		入院外	500 円／月		
		調剤	０円／月		
	重度（精神）	同上*		同上*	同上*
	中度	１～３割負担		自己負担合計額から 1,000 円引いた額の半額	自己負担合計額の半額＋500 円

*精神科入院は助成対象外のため、１～３割の自己負担額があります。

◆助成対象となる医療費・ならない医療費

助成対象	公的医療保険制度が適用される次の医療費 ●入院　●入院外　●調剤　●歯科　●訪問看護 ●柔道整復　●はり・きゅう　●あんま・マッサージ　●治療用装具
助成対象外	●入院時の食事代、差額ベッド代、その他雑費や日用品代　●診断書等の文書料　●予防注射 ●公的医療保険制度適用外の医療費（歯列矯正、がん治療等の高度先進医療費　など） ●日常生活や疲労による肩こり・腰痛等の整骨院、はり・きゅう、あんま・マッサージ等の施術 ●交通事故等の第三者行為による病気やケガに対する医療費　●健康診断・歯科健診 ●介護保険適用の訪問看護にかかる費用　●日常生活用具費　●補装具費 ●後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費　など

◆都城市へ助成金の請求をしないと助成されない医療費

受給資格証	共通	●はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき ●治療用装具をつくったとき ●受給資格証の提示を忘れて受診したとき
	重度	●宮崎県外の病院・薬局などを受診したとき
	中度	●都城市・三股町外の病院・薬局などを受診したとき ●柔道整復（整骨院等）の施術を受けたとき
申請時に提示するもの	●マイナンバーカード　●受給資格証　●資格確認書又はマイナ保険証	
申請時に提出するもの	次のいずれか ●受診した病院・薬局などから医療費の証明を受けた申請書 ●医療費の領収書**原本**（口座振込等で医療費を支払った場合は請求書と支払明細書） ●治療用装具をつくった場合、領収書と**治療用装具装着指示装着証明書**	
注意事項	・領収書は、受診者名、診療月、入外区分、診療科、診療点数、一部負担金等がわかるもので**領収印のあるもの**を御提出ください。 ・領収書の原本が提出できない場合は、**原本とコピーの両方**を御持参ください。 ・申請ができる期間は**受診した月の翌月から１年以内**です。 ・助成金は申請した翌月（受診した月に申請した場合は翌々月）に審査を行い口座振込します。 ・審査に時間を要する場合は口座振込が遅れますので、あらかじめ御了承ください。	

◆受給資格証

<table>
<tr><td>種類・
記載内容</td><td>受給資格証は障がい程度等級や年齢に応じ種類と記載内容が次のとおり異なります。
<table>
<tr><th>種類</th><th>様式</th><th>公費負担者番号</th><th colspan="2">自己負担額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">重度(20 歳以上)</td><td rowspan="3">第３号</td><td rowspan="3">95450029</td><td>入　院</td><td>1 診療報酬明細書につき 1,000 円／月</td></tr>
<tr><td>入院外</td><td>1 診療報酬明細書につき 500 円／月</td></tr>
<tr><td>保険薬局</td><td>無料</td></tr>
<tr><td>中度</td><td>第３号の２</td><td>90450024</td><td>入　院</td><td>医療保険の一部負担金の額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>入院外</td><td>医療保険の一部負担金の額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重度(20 歳未満)</td><td rowspan="2">第３号の３</td><td rowspan="2">95450029</td><td>入　院</td><td rowspan="2">自己負担　なし</td></tr>
<tr><td>入院外</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>有効期限</td><td>受給資格証の有効期限は交付を受けた日から最初に到来する７月 31 日または各種障がい者手帳の有効期限のいずれか早い日が有効期限です。
有効期限のある障がい者手帳をお持ちの方は早目に更新手続きを行ってください。</td></tr>
<tr><td>更新</td><td>毎年８月から受給資格証が更新されます。更新の際には所得調査を行い要件に該当する場合は７月末までに新しい受給資格証を送付します。</td></tr>
</table>

◆こんなときには申請（届出）を

こんなとき	申請（届出）に必要なもの	ＱＲコード
重度心身障害者医療費受給資格証の交付を受けようとするとき	・マイナンバーカード ・各種障がい者手帳 ・資格確認書 ・通帳またはキャッシュカード	
受給資格証を紛失・破損したとき（再交付）	・マイナンバーカード ・破損した受給資格証	
次の事項に変更があったとき ●氏名　●障がい程度等級 ●配偶者　●扶養義務者 ●加入する公的医療保険 ●口座	・マイナンバーカード 変更内容に応じ次の書類 ・各種障がい者手帳 ・資格確認書 ・通帳またはキャッシュカード	
次の事由により資格喪失するとき ●障がい程度非該当 ●市外生活保護の受給開始 ●有効期限切れ　●所得制限	・マイナンバーカード 資格喪失事由に応じ次の書類 ・生活保護開始（再開）決定通知書 ・有効期限切れの受給資格証	
受給者が死亡したとき	・マイナンバーカード ・相続人の通帳またはキャッシュカード	
助成金の請求	前ページを参照してください。	

申請方法は、窓口・郵送・リモート・オンラインに対応しています。
窓口申請は、障がい福祉課又は各総合支所地域生活課（山之口・高城・山田・高崎）で行えます。
郵送申請の宛名は、「〒885-8555　都城市姫城町６街区２１号　都城市役所　障がい福祉課　重心医療担当」です。
リモート申請は各市民センター（沖水地区、志和池地区、庄内地区、西岳地区、中郷地区、夏尾）で行えます。
オンライン申請は上記のＱＲコードをスマートフォンで読み込み、マイナポータルへアクセスし行えます。
重度心身障害者医療医療費助成制度の詳細についてお知りになりたい方は右のＱＲコードを読み込み、都城市のホームページにアクセスしてください。

後期高齢者医療

（問合せ先）保険年金課　☎２３－２６３４

高齢者の医療の確保に関する法律による医療は通常７５歳以上ですが、下記のいずれかに該当する方は、申請により６５歳から適用されます。詳しくは保険年金課へ問い合わせください。

［対象者］

（１）身体障害者手帳１級～３級、４級（一部）の交付を受けた方
（２）療育手帳Ａの交付を受けた方
（３）精神障害者保健福祉手帳１、２級の交付を受けた方
（４）国民年金の障害年金１、２級を受給している方
（５）厚生年金の障害年金１、２級を受給している方

在宅歯科医療連携室

（問合せ先）都城市北諸県郡歯科医師会都城地区在宅歯科医療連携室
☎０８０－１７６０－１３４９

在宅介護や入院、施設入所中のため歯科医療機関に通院できない方を対象に、歯科医師・歯科衛生士が自宅などに出向いて歯科診療や口腔ケアを行います。



４　手当・年金について

特別障害者手当

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

２０歳以上で著しい障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、次表の障がいが２つ以上あるか、それと同等以上の状態である方に支給されます。定められた様式で、医師の診断による診断書に基づいて認定されます。なお、障害者手帳を所持されていない方や、要介護４や５の方も対象になる可能性があります。

※次のいずれかにあてはまる人は受けられません。

・障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している人

・病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に３か月以上入院（入所）している人

※本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合は、支給が停止されます。

（１）両眼の視力がそれぞれ０.０３以下の方、又は一眼の視力が０.０４、他眼の視力が手動弁以下の方
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の４分の１視標による周辺視野角度の和が８０度以下かつ２分の１視標による両眼中心視野角度が２８度以下の方
自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が７０点以下かつ両眼中心視野視認点数が２０点以下の方

（２）両耳の聴力レベルが１００デシベル以上の方

（３）両上肢の機能に著しい障がいを有する方、又は両上肢の全ての指を欠く方、もしくは両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有する方

（４）両下肢の機能に著しい障がいを有する方、又は両下肢を足関節以上で欠く方

（５）体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいを有する方

（６）前各号に掲げるもののほか身体の機能の障がい、又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の方

（７）精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の方

手当額	月額３０，４５０円（令和８年４月から）
支給月	５月(２～４月分)、８月(５～７月分)、１１月(８～１０月分)、２月(１１～１月分) ※新規認定の場合、申請月の翌月から支給対象となります。
手続きに必要なもの	（１）特別障害者手当認定請求書 （２）特別障害者手当所得状況届 （３）同意書 （４）特別障害者認定診断書　※申請される月か前月に作成されたものに限ります （５）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（所持者のみ） （６）年金・恩給等を受給されている方は、その証書又は振込通知書 （７）受給者名義の通帳 （８）マイナンバー確認書類（※2・3頁の 2 参照）
受給開始後に届出が必要な場合	（１）障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所したとき （２）病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院に３か月以上入院（入所）したとき （３）その他、変更があったとき

※ 受給資格喪失後、再び受給資格が発生した場合は、再度新規申請が必要です。

※ 毎年８月に所得状況調査（現況届）を行います。

障害児福祉手当

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

２０歳未満で重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態で、次表の障がいのいずれかに該当する方に支給されます。定められた様式で、医師の診断による診断書に基づいて認定されます。

※次のいずれかにあてはまる人は受けられません。

・障害児入所施設や乳児院、児童養護施設、障害者支援施設に入所している人
・障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けている人

※本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合は、支給が停止されます。

（１）両眼の視力がそれぞれ０.０２以下の児童
　　視力の良い方の眼の視力０.０３以下の児童、又は視力の良い方の眼の視力が０.０４かつ他方の眼の視力が手動弁以下の児童、かつ、両眼による視野が２分の１以上欠損した児童
（２）両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度の児童
（３）両上肢の機能に著しい障がいを有する児童
（４）両上肢の全ての指を欠く児童
（５）両下肢の用を全く廃した児童
（６）両大腿を２分の１以上失った児童
（７）体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有する児童
（８）前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の児童
（９）精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度の児童
（10）身体の機能の障がいもしくは病状、又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度の児童

手当額	月額１６，５６０円（令和８年４月から）
支給月	５月(２～４月分)、８月(５～７月分)、１１月(８～１０月分)、２月(１１～１月分) ※新規認定の場合、申請月の翌月から支給対象となります。
手続きに必要なもの	（１）障害児福祉手当認定請求書 （２）障害児福祉手当所得状況届 （３）同意書 （４）障害児福祉手当認定診断書　※申請される月か前月に作成されたものに限ります （５）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（所持者のみ） （６）障がい児（受給者）名義の通帳 （７）マイナンバー確認書類（※2・3頁の 2 参照）
受給開始後に届出が必要な場合	（１）児童が障害児入所施設や乳児院、児童養護施設、障害者支援施設に入所したとき （２）児童が亡くなられたとき、又は市外へ転出されるとき （３）扶養義務者等に異動があったとき （４）その他、変更があったとき

※ 受給資格喪失後、再び受給資格が発生した場合には、再度新規申請が必要です。

※ 毎年８月に所得状況調査（現況届）を行います。

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

特別児童扶養手当

身体又は精神に中度以上の障がいのある２０歳未満の児童を養育している父母、又は養育者で次表の要件に全て該当する方に支給されます。障がい程度は、定められた様式で、医師の診断による診断書に基づいて判定されます。

支給要件	（１）児童が施設に入所していないこと （２）児童が障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと （３）手当を受けようとする父母等の前年の所得が基準額以内であること （４）日本国内に住所を有していること

手当額	**障がいの程度が重度の場合（１級）**	**月額５８,４５０円（令和８年４月１日から）**
	障がいの程度が中度の場合（２級）	**月額３８,９３０円（令和８年４月１日から）**
支給月	４月(12～3 月分)、８月(4～7 月分)、１１月(8～11 月分)　の年３回 ※新規認定の場合、申請月の翌月から支給対象となります。	

手続きに必要なもの	（１）特別児童扶養手当認定請求書 （２）振込先口座申出書 （３）特別児童扶養手当認定診断書 ※定められた様式で、申請される月か前月に作成されたものに限ります。 （４）戸籍全部事項証明書（発行後１ヶ月以内のもの）　※戸籍に記載されている全員分の証明 （５）父母又は養育者名義の通帳 （６）身体障害者手帳、療育手帳（所持者のみ） （７）マイナンバー確認書類（※2・3 頁の 2 参照）

受給開始後に届出が必要な場合	（１）受給者又は児童の住所・氏名等が変更になったとき （２）受給者が婚姻又は離婚等により変更があるとき （３）振込口座を変更するとき （４）児童が施設に入所したとき （５）配偶者・扶養義務者等に異動があったとき （６）受給者又は児童がお亡くなりになったとき

※ 資格喪失後、再び受給資格が発生した場合には、再度新規申請が必要です。
※ 毎年８月に所得状況調査（現況届）を行います。

障害年金

（問合せ先）　保険年金課　☎２３－２６２９
日本年金機構都城年金事務所 ☎２３－２５７１

障がい者で一定の要件が備わっていれば、申請により障害年金（国民年金・厚生年金・共済年金）が支給されます。

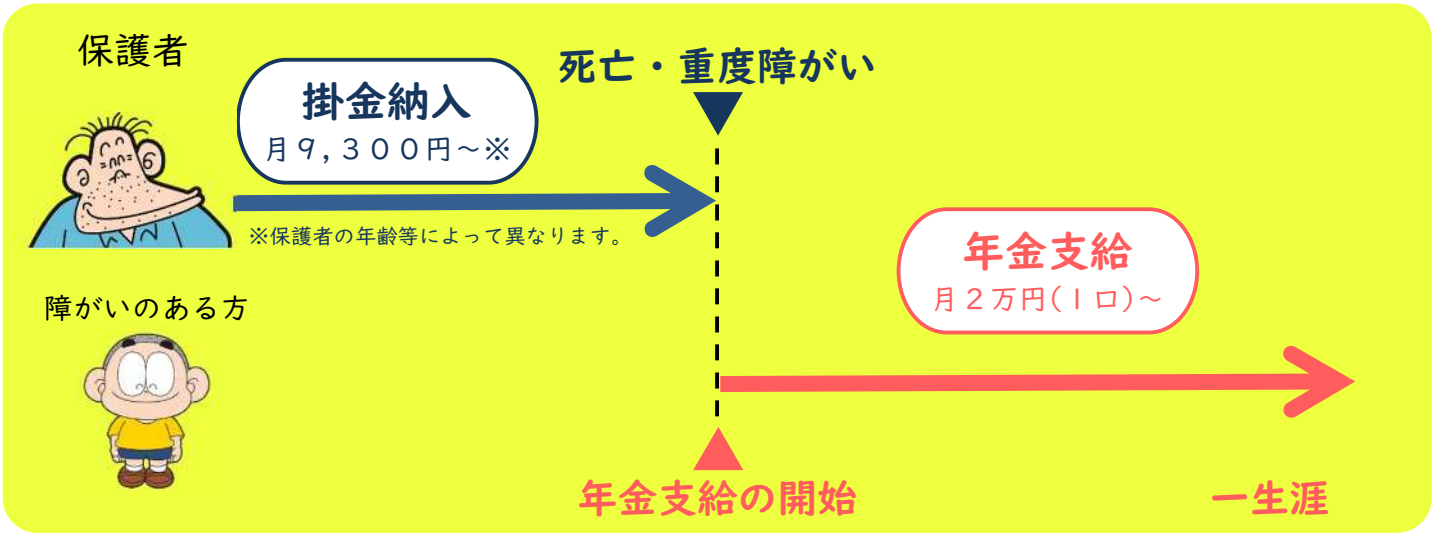
なお、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳で認定された障がいの等級と障害基礎年金で認定される等級は同じではありません。

初診日に加入していた年金の種類に応じて、相談、請求先が異なりますので、詳しくは、保険年金課又は日本年金機構都城年金事務所へ問い合せください。

心身障害者扶養共済制度

（問合せ先）宮崎県障がい福祉課　☎０９８５－３２－４４６８
都城市障がい福祉課(障がい福祉担当)、各総合支所地域生活課

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めていただくことで、ご自身に万が一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、**障がいのある方へ、終身年金を支給します。**



「心身障害者扶養共済制度」の４つのメリット

毎月２万円の終身年金	掛金が割安	税制優遇	公的制度だから安心
保護者が死亡、または重度障がいになったときに、障がいのある方に**毎月２万円が生涯にわたって支給されます**。（２口加入の場合は４万円）	制度の運営に関する事務経費などの**「付加保険料」が必要ない**ため、掛金が安くなっています。	保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。	**道府県・指定都市が実施**している任意加入の制度です。

（独）福祉医療機構ホームページ	宮崎県ホームページ

保護者の加入要件

① 宮崎県内に住所があること
② 加入時（口数追加の場合は口数追加時）の年度の４月１日時点の年齢が満 65 歳未満であること。
③ 特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
健康状態によってはこの制度にご加入いただけない場合があります。

障がいのある方の加入要件

① 知的障がい者
② 身体障害者手帳を所持し、その障がいが１級から３級までに該当する障がい者
③ 精神または身体に永続的な障がいのある方（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障がいの程度が①または②の者と同程度と認められる方

掛金月額

① 掛金は、掛金免除になるまでの期間または脱退月まで払い込む必要があります。
② 掛金月額は加入時の年度の４月１日時点の保護者の年齢に応じて決まります。

加入時の年齢	掛金月額（１口あたり）
３５歳未満	９，３００円
３５歳以上４０歳未満	１１，４００円
４０歳以上４５歳未満	１４，３００円
４５歳以上５０歳未満	１７，３００円
５０歳以上５５歳未満	１８，８００円
５５歳以上６０歳未満	２０，７００円
６０歳以上６５歳未満	２３，３００円

掛金の免除

次の「要件１」「要件２」の両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除されます。
また、加入者がお亡くなりになったまたは重度障がいになったと認められた翌月以降の掛金も免除されます。

要件１	要件２
年度初日（４月１日）の保護者の年齢が、６５歳となったとき	加入期間が２０年以上となったとき

掛金の減免

加入者が生活困窮のため掛金を納付することが困難であると認められたときは、掛金を減免し、または免除することができます。

年金

障がいのある方の生存中に加入者がお亡くなりになれらたとき、又は加入日（口数追加分については口数追加日）以後の疾病または災害を原因として重度障がい状態に該当したと認められたときは、その月の分から、障がいのある方の終身にわたり年金をお支払いします。
加入者の重度障がいにより、障がいのある方が年金をお受け取りになった以後、加入者がお亡くなりになっても重複して年金は支払いません。

	加入口数	金額	
お支払い額	１口	月額　２万円	（年額　２４万円）
	２口	月額　４万円	（年額　４８万円）

弔慰金

１年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方がお亡くなりになられたときは、加入期間（口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に弔慰金をお支払いします。
加入者と障がいのある方が同時にお亡くなりになられたときは、同様の弔慰金を加入者の遺族にお支払いします。

お支払い額（１口あたり）	加入期間	１年以上５年未満	５年以上 20 年未満	20 年以上
	金額	５万円	12 万５千円	25 万円

脱退一時金

５年以上加入した後、加入者及び障がいのある方の生存中に、加入者からの申出によりこの制度から脱退したとき、または加入口を２口から１口に減らしたときは、加入口数（口数追加分については口数追加日以後の加入期間）に応じて、加入者に脱退一時金をお支払いします。
制度から脱退されますと、それまで加入していた条件（加入年齢、掛金額、加入期間等）は継続できなくなりますのでご注意ください。

お支払い額（１口あたり）	加入期間	１年以上５年未満	５年以上 20 年未満	20 年以上
	金額	７万５千円	12 万５千円	25 万円

5　日常生活用具・補装具について

日常生活用具の給付

（問合せ先）障がい福祉課（障がい福祉担当）
各総合支所地域生活課

在宅で重度の心身障がいがある方や児童、又は厚生労働省の指定する難病をお持ちの方に対し、日常生活を便利にするための用具を給付することにより日常生活の改善と便宜を図ります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している障がい者（児）、障害者総合支援法の対象となる難病患者
手続きに必要なもの	（１）日常生活用具給付申請書（２）用具の業者見積書及びカタログ （３）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 診断書（難病患者のみ）（４）マイナンバー確認書類（※2・3頁の2参照） （５）生活保護証明、所得課税証明書（該当者のみ） **※　日常生活用具給付意見書が必要な場合もあります。**

【注意事項】

・必ず購入される前に相談・申請をお願いします。（購入後の申請は助成対象ではありません）

・各品目とも基準額、耐用年数の設定があります。原則として基準額内費用の１割を負担していただきます。ただし、基準額を超過する場合は超過分も自己負担となります。

・市民税所得割の最多納税者の納税額４６万円以上の世帯は、本制度の対象となりません。

障がい児を含む世帯員の所得制限は撤廃され、すべての障がい児が日常生活用具費の支給対象となります。

※以下の日常生活用具一覧は要約したものです。詳細はお問い合わせください。

日 常 生 活 用 具 一 覧　★介護保険制度優先　▲年齢制限有

	種　　目	基 準 額	対　象　者	耐用年数	対象用具等
在宅療養等支援用具	▲盲人用体温計（ 音声式）	9,000円	視覚障害2級以上の方で、盲人のみの世帯、盲人のみに準ずる世帯。	5年	
	盲人用血圧計（ 音声式）	15,000円			
	盲人用体重計	18,000円			
	▲透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行っている方。	5年	
	▲ネブライザー（ 吸入器）	36,000円	・呼吸器機能障害3級以上の方。 ・障害等級3級以上、手帳記載の原因疾病名と意見書からネブライザーは呼吸器機能障害の発生が判断される方、嚥下機能障害等たん吸引器の必要性が判断される方。 ・難病患者で呼吸器機能障害の方。	5年	
	▲電気式たん吸引器	56,400円			
	自家発電機又は外部バッテリー 人工呼吸器用	100,000円	呼吸器機能障害の方、障害等級3級以上の方、難病患者で、意見書から人工呼吸器が必要と認められる方。	10年	
	電気式たん吸引器用	50,000円	電気式たん吸引器の対象者の要件を満たしている方、現に給付を受けている方。		
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行っている方。	10年	
	動脈血中酸素飽和度測定器（ パルスオキシメーター）	157,500円	難病患者で人工呼吸器を使用中であり、必要と認められる方。	5年	

日 常 生 活 用 具 一 覧　　★介護保険制度優先　▲年齢制限有

	種目	基準額	対象者	耐用年数	対象用具等
介護・訓練支援用具	★▲特殊マット	19,600円	・下肢、体幹機能障害1級で常時介護が必要な方、療育手帳A所持者。（学齢児以上の方） ・難病患者で寝たきり状態の方。	5年	
	★特殊寝台	154,000円	・下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・難病患者で寝たきり状態の方。	8年	
	▲訓練いす（障害児のみ）	33,100円	・下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・難病患者で下肢、体幹機能障害があり、必要と認められる方。（ベッドのみ）	5年	
	▲訓練用ベッド（障害児のみ）	159,200円		8年	
	★▲移動用リフト	159,000円	・下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・難病患者で下肢、体幹機能障害があり、必要と認められる方。	4年	
	★▲特殊尿器	67,000円	・下肢、体幹機能障害1級の方で常時介護が必要な方。 ・難病患者で自力で排尿できない方。	5年	
	★▲入浴担架	82,400円	下肢、体幹機能障害2級以上の方で、入浴の介助が必要な方。	5年	
	★▲体位変換器	15,000円	・下肢、体幹機能障害2級以上の方で、下着交換等で介助が必要な方。 ・難病患者で寝たきり状態の方。	5年	
自立生活支援用具	▲歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上の方。	10年	
	電磁調理器	41,000円	・視覚障害2級以上の方で、盲人のみの世帯、盲人のみに準ずる世帯。 ・療育手帳A所持者。	6年	
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級以上の方で、聴覚障害者のみの世帯、聴覚障害者のみに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。	10年	
	★▲便器 ※手すりをつけた場合	4,450円 9,850円	・下肢、体幹機能障害2級以上の方。 ・難病患者は常時介護が必要な方。	8年	和式トイレに被せるタイプの便器
	▲特殊便器	151,200円	・上肢障害2級以上の方。 ・療育手帳A所持者で、自ら排便後の処理が困難な方。 ・難病患者で上肢機能に障害があり、排せつ後に介助が必要な方。	8年	ウォシュレット
	★▲入浴補助用具	90,000円	下肢、体幹機能障害者、難病患者で、入浴に介助が必要な方。	8年	シャワーチェア、浴槽手すり、滑り止めマット等
	★▲移動・移乗支援用具	60,000円	・平衡、下肢、体幹機能障害者で、家庭内の移動等に介助が必要な方。 ・難病患者で下肢が不自由な方。	8年	手すり、スロープ、歩行車（手押し車）
	T字状・棒状の杖	3,000円	平衡、下肢、体幹、内部機能障害者で、歩行障害のある方。	2年	
	頭部保護帽 プラスチック	15,700円 37,900円	・平衡、下肢、体幹機能障害者。 ・療育手帳A所持者、精神障害者で、てんかん等の発作等により頻繁に転倒する方。	3年	
	火災警報器	15,500円	障害等級2級以上の方、療育手帳A所持者で、火災発生の感知、避難が著しく困難な障害者のみの世帯、障害者のみに準ずる世帯。 ※自動消火器については難病患者で必要と認められる方。	8年	
	自動消火器	28,700円			

	種　　目	基 準 額	対　象　者	耐用年数	対象用具等
情報・意思疎通支援用具	▲視覚障害者用ポータブルレコーダー 再生専用機 録音再生機 テープレコーダー	 35,000円 85,000円 11,000円	視覚障害2級以上の方。	6年	
	▲視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円			
	点字タイプライター	63,100円	視覚障害2級以上の方で、就学または就労している（ 就労見込の） 方。	5年	
	盲人用時計 触読 音声	 10,300円 13,300円	視覚障害2級以上の方。音声については、原則として手指の触覚に障害がある等触読式の使用が困難な方。	10年	
	▲視覚障害者用読書器	268,000円	読書器を使用して文字等を読むことが可能となる視覚障害者。	8年	読上げ機能付きのものも対象
	点字図書	―	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者。	―	※一般図書購入価格の負担が必要
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害1級の方、視覚障害2級と聴覚障害2級の方で必要と認められる方。	6年	
	点字器 標準型 携帯用	 10,800円 7,500円	視覚障害2級以上の方。	 7年 5年	
	情報通信支援用具	100,000円	視覚、上肢機能障害2級以上の方。	6年	
	▲視覚障害者用地デジ対応ラジオ	29,000円	視覚障害2級以上の方で、盲人のみの世帯、盲人のみに準ずる世帯。	5年	
	▲聴覚障害者用通信装置	50,000円	聴覚、音声・言語機能障害の方でコミュニケーション等の手段として必要と認められる方。	5年	FAX
	▲聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障害者で受信装置によりテレビの視聴が可能になる方。	6年	
	▲携帯用会話補助装置	98,800円	音声・言語機能障害者、肢体不自由者で発声・発語に著しい障がいのある方。	5年	
	人工喉頭 笛式 電動式	 5,200円 72,300円	喉頭摘出者。	 4年 5年	
	▲暗所視支援眼鏡	395,000円	視覚障害の手帳所持者又は視覚に障害のある難病患者で、日常生活用具(暗所視支援眼鏡)給付に係る意見書から、本装置により日常生活における行動範囲及び社会参加の機会が拡大する等の有用性が認められる者(児童)。	8 年	
排泄管理支援用具	▲紙おむつ等	34,000円	・脳原性運動機能障害で意思表示困難な排便・排尿機能障害を7歳未満で発症した方。 ・二分脊椎による排便・排尿機能障害のある方。 ・上肢2級以上と下肢・体幹2級以上と療育手帳A所持者で排便・排尿の意思表示が困難で排泄コントロールが困難な方。	2か月	
	ストーマ用装具及び代替品 便 尿	 19,400円 23,400円	ストーマ造設者。	2か月	
	収尿器 男性用 女性用	 8,000円 8,800円	高度の排尿機能障害者。	2年	

補装具費の支給

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

日常生活において身体の不自由を補うために、補装具の購入、修理の費用について助成します。

対 象 者	身体障害者手帳を所持している障がい者（児） 障害者総合支援法の対象となる難病患者
手続きに必要なもの	（１）補装具費（購入・修理）申請書　　（２）身体障害者手帳 （３）マイナンバー確認書類（※2・3頁の2参照） （４）その他必要な書類（申請内容によって異なります）

【注意事項】

・必ず購入前・修理前に相談・申請をお願いします。（購入・修理後の申請は助成対象ではありません）

・各品目とも基準額、耐用年数があります。原則として基準額内費用の１割を負担していただきます。ただし、基準額を超過する場合は超過分も自己負担となります。

・市民税所得割の最多納税者の納税額４６万円以上の世帯は補装具費支給の対象となりません。障がい児を含む世帯員の所得制限は撤廃され、すべての障がい児が補装具費の支給対象となります。

・身体障害者相談センター（宮崎市）の判定が必要となる場合があります。また、判定を都城市で行える巡回相談があります。日程等については問い合わせください。

補 装 具 一 覧

	視覚						聴覚				音声・言語そしゃく		肢体不自由 上肢						肢体不自由 下肢						肢体不自由 体幹					肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 上肢機能						肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい 移動機能						難病	心臓・呼吸器
障害者手帳の等級	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6		
視覚障害者安全つえ			○																																							○	
義眼			○																																							○	
眼鏡			○																																							○	
補聴器（＊）								○																																		○	
◆車椅子																			歩行が困難な方																								
◆電動車椅子（＊）																			電動車椅子でなければ歩行機能を代替できない方																								
◆歩行器																			○						○					○						○					○	
義肢（＊）														○					○						○					○						○					○	
装具（＊）														○					○						○					○						○					○	
座位保持装置（＊）																			○						○					○						○					○	
◆歩行補助つえ																			○						○					○						○					○	
◇座位保持椅子																			○						○					○						○					○	
◇起立保持具																			○						○					○						○					○	
◇頭部保持具																			○						○					○						○					○	
◇排便補助具																			○						○					○						○					○	
重度障害者用意思伝達装置（＊）											意思伝達装置によらなければ意思伝達を行うことができない方																																	

○申請により受給可能です。（医師意見書が必要な場合があります）
◆介護保険制度優先です。
◇児童のみ申請可能です。（医師意見書の添付が必要です）
＊身体障害者相談センターの判定を受ける必要があります。（再交付の場合、判定がいらない場合もあります）

※補装具には、上記以外にも対象要件が設けられているものがあります。詳細につきましてはお問い合わせください。

6　障害福祉サービス・障害児通所支援について

（問合せ先）障がい福祉課(認定審査担当)

障害者総合支援法のポイント

平成 18 年４月に施行された障害者自立支援法が平成 25 年４月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法)」へ改正され、身体・知的・精神に障がいのある方だけでなく、指定難病に罹患している方も自立した日常生活や社会生活をおくるために障害福祉サービスが利用できるようになりました。

障害者総合支援法のサービスの種類と分類

サービスの内容は、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分かれます。

[自立支援給付（障害福祉サービス）]

内容	介護給付・訓練等給付
説明	日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があります。 自立支援給付には、自立支援医療と補装具も含まれています。これらに関しては、該当のページを御覧ください。

[地域生活支援事業（市町村事業）]

内容	相談支援事業・地域活動支援センターなど
説明	自立支援給付（障害福祉サービス）とは別に、地域や利用者の実情に応じて市区町村と都道府県が協力して実施する事業です。障がい者の地域における生活を支えるさまざまな事業を行います。

●自立支援給付（障害福祉サービス）

[訪問系サービス]

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由またはその他の障がいがあり、常に介護を必要とする方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に困難のある方が外出する時に、同行して必要な情報提供や介護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な方が行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、介護の必要性がとても高い方に居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に行います。

[居住支援系サービス]

サービス名	サービス内容
自立生活援助	一人暮らしを始めた時に、日常生活上のさまざまな手続きなどについて、一定期間、定期的な居宅訪問や随時の対応により、利用者の課題を把握して必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	主として夜間に共同生活を行う住居において、相談や入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の援助を行います。

[施設系サービス]

サービス名	サービス内容
施設入所支援	施設に入所する方に、主として夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

[日中活動系サービス]

サービス名	サービス内容
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う方が病気や冠婚葬祭などの社会的理由または私的理由で介護ができない場合に、短期間の入所により入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（宿泊を伴わない利用が必要な場合は、[地域生活支援事業（市町村事業）]の日中一時支援事業を御覧ください。）
療養介護	医療と常に介護を必要とする方に、医療機関で主として日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18 歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うことに加えて、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。 ※18 歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。

[訓練系・就労系サービス]

サービス名	サービス内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労選択支援	就労移行支援や就労継続支援の利用を希望する方に、就労アセスメント（面談・職務分析・職場実習等）の手法を活用して本人の希望、就労能力、適性等にあった働き方の選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援などを行います。
就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	一般企業等に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供することや、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。 ※Ａ型は雇用型、Ｂ型は非雇用型となります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した方に、一定期間、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる課題解決に向けて必要となる支援を行います。

●地域生活支援事業（市町村事業）

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障がいのある方等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言など必要な支援を行うとともに、虐待の防止や関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
日中一時支援事業	自宅で介護を行う方が病気や冠婚葬祭などの社会的理由または私的理由で介護ができない場合に、日中の一時的な通所により入浴、排せつ、食事の介護などを行います。（宿泊を伴う利用が必要な場合は、[日中活動系サービス]の短期入所を御覧ください。）
移動支援事業 （外出介護）	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促します。
訪問入浴サービス事業	看護師等が、身体障がいのある方の自宅にて入浴の介護を行います。
地域活動支援センターⅠ型事業	精神保健福祉士等を配置し、医療や福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整などを行います。
地域活動支援センターⅡ型事業	地域での雇用や就労が困難な障がいのある方に、機能訓練や社会適応訓練、入浴などの提供を行います。
地域活動支援センターⅢ型事業	雇用や就労継続訓練等の日中活動が困難な障がいのある方に、創作的活動または生産活動、社会との交流の場を提供し、社会参加を促す事を目的とします。

児童福祉法に基づく給付

平成 24 年４月より、身体・知的・精神障がいのある児童（発達障がい児含む）、その他、療育を受ける必要がある児童について、必要な訓練を受けるために通所する場合、市町村で給付を受けることとなりました。また、平成 30 年に児童福祉法が改正され、居宅訪問型児童発達支援が創設されました。

●障害児通所支援

[障害児通所系サービス]

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。未就学児が対象となります。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。就学児が対象となります。

[障害児訪問系サービス]

サービス名	サービス内容
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいの状態にあり、外出が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。未就学児が対象となります。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

●未就学児の児童発達支援等に係る利用者負担額の無料化について

都城市では、未就学児の以下のサービスの利用者負担について無料化します。無料化には、都城市から通所受給者証を交付されていることが必要となります。

対象サービス	児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
対象児童	０歳児から２歳児まで（満３歳で初めて迎える３月 31 日まで）の児童

【注意事項】

・利用者負担以外の費用（食費や医療費等、実費で負担するもの）については、自己負担となります。
・３歳児から５歳児までの児童の利用者負担については、国制度で無料となります。

サービス提供事業所について

サービス提供事業所については、**別冊「サービス提供事業所一覧」**を御覧ください。

計画相談支援等事業

平成 24 年４月より、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する場合、サービスを利用するための計画の提出が必要になりました。

●相談支援事業（個別給付で提供される相談支援）

サービス名	サービス内容
計画相談支援	サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成します。支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。また、サービス等利用計画が適切か、一定期間ごとに支給決定されたサービスの利用状況等を検証し、事業所等との連絡調整や必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る給付決定前に障害児支援利用計画案を作成します。給付決定後、事業者等と連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成します。また、利用計画が適切か、一定期間ごとに給付決定されたサービスの利用状況等を検証し、事業所等との連絡調整や必要に応じて新たな給付決定等に係る申請の勧奨を行います。
地域移行支援	施設等に入所している障がいのある方などに、住居の確保など地域生活移行のための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	自宅において単身等で生活する障がいのある方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談など、緊急時に必要な支援を行います。

下記の事業所がサービスを利用するための計画を作成できますので御相談ください。

事業所名	住所	問合せ先	事業の種類	
			特定	障害児
相談・サポート　りんどう	〒８８９－４６０１ 都城市山田町山田３０６３番地４	ＴＥＬ　４５－６５２５ ＦＡＸ　４５－６５２６	○	―
ひかりこども相談室	〒８８５－００２２ 都城市小松原町１１４１	ＴＥＬ　２３－９５６６ ＦＡＸ　２３－９５７１	○	○
障害児・者支援施設　高千穂学園	〒８８５－００９４ 都城市都原町７１７１	ＴＥＬ　４６－２０７８ ＦＡＸ　４６－２１０３	○	○
野の実相談所	〒８８５－１１０４ 都城市野々美谷町２９４３－１	ＴＥＬ　３６－７１５１ ＦＡＸ　３６－１８５５	○	○
相談サポート　さらだカフェ	〒８８５－００１６ 都城市早水町３４５９番１	ＴＥＬ　４６－３７１７ ＦＡＸ　４６－３７１８	○	○
むすび相談室	〒８８５－００４１ 都城市一万城町８２号４番	ＴＥＬ　４６－３７３７ ＦＡＸ　４６－３７３６	○	―
みやこのじょう総合相談支援センター　糸	〒８８５－００６３ 都城市梅北町１１８４８番地	ＴＥＬ 0986-57-0656 ＦＡＸ　５７－０６５６	○	○
相談支援事業所おとぼう	〒８８５－００９３ 都城市志比田町５０１０番地６	ＴＥＬ　３６－７７１０ ＦＡＸ　３６－７７１１	○	○
相談支援事業所のぞみ	〒８８５－００９３ 都城市志比田町４５２６番地３	ＴＥＬ　３６－７０１４ ＦＡＸ　３６－７０１３	○	○
相談サポート風の道	〒８８５－００６３ 都城市梅北町２４６５番地２	ＴＥＬ　３９－４８０４ ＦＡＸ　３６－４８７７	○	○
相談支援スポットたけのこ	〒８８５－００９１ 都城市横市町５２８１番地１	ＴＥＬ 070-5491-5088 ＦＡＸ　３６－４１４０	○	―

事業所名	住所	問合せ先	事業の種類	
			特定	障害児
相談サポートセンター　みどり	〒８８５－００９５ 都城市蓑原町１６５６番地１	ＴＥＬ　２４－５８６７ ＦＡＸ　２５－１４２１	○	―
相談サポート・ライフ	〒８８５－００９４ 都城市都原町７０９２－５	ＴＥＬ　３７－２７３９ ＦＡＸ　７７－８１７６	○	○
相談支援事業所　ルーチェ	〒８８５－０００６ 都城市吉尾町７６６－２ サコマ店舗２階	ＴＥＬ　７７－０８４６ ＦＡＸ　７７－０８４６	○	○
相談事業所　すたーと	〒８８５－００９２ 都城市南横市町３８１９－５	ＴＥＬ　７７－０２２４ ＦＡＸ　７７－９５１１	○	○
相談サポート　エンジェル	〒８８５－００８２ 都城市南鷹尾町２０－２４ 南鷹尾店舗ビル１階	ＴＥＬ　４６－２６３０ ＦＡＸ　４６－２６３１	○	○
リノラ未Life	〒８８５－００８２ 都城市南鷹尾町１３－２	ＴＥＬ　３６－５２３０ ＦＡＸ　４６－１８３３	○	○
SMILE Star Kids	〒８８５－００８６ 都城市久保原町３－１４－１	ＴＥＬ　７７－８６９７ ＦＡＸ　７７－８８５２	○	○
相談サポートいちゃりば	〒８８５－００８６ 都城市久保原町２８８２－９０	ＴＥＬ　３６－６７７８ ＦＡＸ　３６－６７７１	○	○
相談サポート・てまり	〒８８５－００９５ 都城市蓑原町２３３７番地１９	ＴＥＬ 080-6369-4596 ＦＡＸ　７７－３１９６	○	―
サポートオフィス立金花	〒８８５－００１５ 都城市千町５１９８－６	ＴＥＬ　３６－４０１７ ＦＡＸ　３６－４０１８	○	―
相談支援事業所　Ｐｉｒｉｎａ	〒８８５－１２０１ 都城市高城町高城２８５１ 清水貸家１階	ＴＥＬ　７７－９６００ ＦＡＸ　７７－６０８３	○	○
特定指定相談支援事業所　和花	〒８８５－００８１ 都城市鷹尾三丁目３－１７	ＴＥＬ　５１－６２８０ ＦＡＸ　５１－６２８１	○	○
子ども発達相談室　モリゾウ	〒８８５－００５３ 都城市上東町１０－１２	ＴＥＬ 080-3226-2379 ＦＡＸ　３８－２５５６	○	○
相談支援事業所ひまわり	〒８８５－０００１ 都城市金田町２４３１番地４	ＴＥＬ　６６－８５５６ ＦＡＸ　６６－８５５６	○	○
相談支援事業所　りーふ	〒８８５－００５３ 都城市上東町１－１２－２	ＴＥＬ　４５－２５７７ ＦＡＸ　４５－２５７８	○	○
あもの会	〒８８５－００５５ 都城市早鈴町 25-10	ＴＥＬ　３６－８００５ ＦＡＸ　３６－８００６	○	-
相談支援事業所　Ｒ	〒８８５－００４１ 都城市一万城町 70 号８番地１	ＴＥＬ 080-9068-1527 ＦＡＸ　７７－１４２８	○	○
あしすと相談センター	〒８８５－１２０５ 都城市高城町石山 4095 番地 12	ＴＥＬ　７７－１４９７ ＦＡＸ　７７－８１８７	○	○
相談サポート　らいおん	〒８８５－００８２ 都城市南鷹尾町１８街区２３号	ＴＥＬ　２４－１９２２ ＦＡＸ　２４－１９３１	○	○

【補足】
一覧に掲載している相談支援事業所は都城市で指定している事業所です。
三股町や曽於市等の市外の相談支援事業所でもサービスを利用するための計画作成は可能です。

障害福祉サービス・障害児通所支援の利用までの流れ

1 申請・相談

市区町村へ申請、基幹相談支援センターや相談支援事業所に相談します。

相談支援事業所にサービスを利用するための計画案の提出を依頼します。

2 調　　査

障がい者または障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

利用するサービスに応じて詳細な調査を行います。その場合、調査の予約が必要となります。

3 審査・判定

調査の結果および医師の診断結果をもとに、市区町村の審査会で審査・判定が行われ、必要とされる標準的な支援の度合いにより、障害支援区分が認定されます。

区分は、非該当、区分１～６の７つに分けられ、区分に応じて利用できるサービスが異なります。

4 支給決定

相談支援事業所から提出されるサービスを利用するための計画案や障害支援区分などをもとにサービスの内容・支給量が決定され、「受給者証」が交付されます。

サービスを提供する事業所を選択し、利用に関する契約をします。

5 利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担（１割）を支払います。

※食費や医療費等については、実費負担となります。

●利用者負担上限月額

区分	対象	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得１・２	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)(※児童)	４，６００円
	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円未満)	９，３００円
一般２	市町村民税課税世帯(所得割 28 万円以上)(※児童)	３７，２００円
	市町村民税課税世帯(所得割 16 万円以上)	

【注意事項】

・上記の表はあくまでも大別した内容です。

・申請する際に、未申告の場合は市民税課にて申告する必要があります。また、税状況の確認がとれない際は、区分が「一般２」となる場合があります。

・共同生活援助（グループホーム）等を利用する場合や 20 歳以上の施設入所者は所得割 16 万円未満であっても区分が「一般２」となるなど、利用するサービスによって一部異なる場合があります。

7　在宅福祉サービスについて

重度身体障がい者等移動支援事業（移送サービス）

（問合せ先）障がい福祉課(認定審査担当)

一般の交通手段の利用が困難な在宅の重度身体障がい者（児）や要援護高齢者に対し、福祉有償運送を実施している特定非営利活動法人等により、車イス移動車で移送サービスを行います。ただし、利用にあたっては、利用者登録が必要です。登録を希望する方は、障がい福祉課へお申し込みください。※登録可能な利用者数には限りがあります。

対象者	下記の①～③のすべてに該当する方。 ① 在宅の重度身体障がい者（児）及び要援護高齢者 （身体障害者手帳２級以上又は要介護３以上） ② 車イスの使用者等で、一般の交通手段の利用が困難な方 ③ 都城市内に住所を有する方 ※介護が必要な方の利用は介護者同伴	
利用範囲	・通院及び入退院　・在宅福祉サービスの利用　・公的機関への用件 ・研修会及び体育文化活動への参加　・冠婚葬祭への出席　等	
運行区域及び時間等	利用区域	原則として都城市内
	利用曜日・時間	月～金（祝祭日及び年末年始を除く）の午前８時から午後４時まで
	利用回数	１月当たり４回を限度
	利用料金	片道１回の運行距離３㎞以下　２００円 ３㎞を超える　４００円

手話通訳者・要約筆記者の派遣

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
都城市手話通訳者等派遣センター　☎ＦＡＸ２３－０８８５

市内の聴覚障がい者等に対して、家庭生活や社会生活の上でのコミュニケーションを円滑に行うため手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

通訳・要約筆記者の依頼は、原則として、派遣を受けようとする日の２日前までに、都城市手話通訳者等派遣センターへＦＡＸ又は電話でお申し込みください。

郵便による投票

（問合せ先）都城市選挙管理委員会　☎２３－７８６４

重度の障がいのある方が、事前に郵便等投票証明書の交付を受けた場合、郵便により投票することができます。詳しくは、都城市選挙管理委員会へ問い合わせください。

［対象者］

	障がい名	障がいの程度		
		１級	２級	３級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	－	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

※上記以外にも、戦傷病者手帳所持者（特別項症から第２項症までの両下肢、体幹の障がいがある方・特別項症から第３項症までの心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいがある方）又は介護保険の「要介護５」の方も該当

８　住宅に関する援助について

身体障害者（児）住宅改修事業

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
障がい者（児）基幹相談支援センター　☎２６―０２９４

在宅の重度心身障がい者（児）のための用具の購入及び改修工事の費用の一部を補助します。

●申請条件及び内容

対象者の条件	（１）身体障害者手帳の交付を受け、次のいずれかに該当する学齢児以上の方。又は、厚生労働省の指定する難病に該当する 18 歳以上の患者の方で、次のいずれかに相当する状態の方。 ① 下肢又は体幹機能障がいで１～３級 ② 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいで１～３級 （２）福祉施設に入所又は病院に入院していないこと。
住宅改修場所	（１）手すりの取付け （２）段差の解消 （３）滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 （４）引き戸等への扉の変更 （５）洋式便器等への便器の取替え （６）その他（１）～（５）に掲げる工事に附帯して必要とされる工事
助成対象経費の限度額	助成対象となる改修費用から自己負担額を差し引いた額 ※ ただし助成対象経費の限度額は２０万円です。
自己負担額	基本的には１割負担ですが、本人や家族の収入等によって負担上限額があります。
相談窓口（申請先）	障がい者（児）基幹相談支援センター

【注意事項】

・ 助成は、原則として１回のみです。
・ 新築、改築、増築の助成は認めません。
・ 既に着工している場合や既に工事が完了している場合の助成は認めません。
・ 借家等に居住している場合は、家主の承諾が必要です。
・ 介護保険対象者は介護保険法の住宅改修が優先です。併用はできません。
・ 見積・図面等を作成する際の改修内容は、対象者、施工業者、障がい者（児）基幹相談支援センターにて十分に協議をお願いします。
・ 申請後に市からの決定通知を経て、工事着工となります。

○申請に必要なもの

【施行前】
① 都城市身体障害者（児）住宅改修申請書
② 住宅改修が必要な理由書
③ 住宅改修アセスメント調査票
④ 見積書及びカタログ
⑤ 施工前後の全体平面図と部分拡大図及び展開図
⑥ 施行前の写真（日付入り）
⑦ 承諾書（家屋が本人名義でない場合）

【施行後】
① 都城市身体障害者（児）住宅改修券
② 請求書
③ 施工後の写真（日付入り）

９　自動車に関する援助について

自動車改造費の助成

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

身体に障がいのある方の社会活動を容易にして自立更生の促進を図るため、本人が運転を行うために必要な自動車の改造に要する経費を助成します。助成を受けるためには、必ず自動車の改造を行う前に、所定の用紙で申請し、交付決定した後、改造を行ってください。

※すでに改造が終了している車は対象外で、１台につき１回です。

対象者	身体障害者手帳１～３級の交付を受けた方で、道路交通法により自動車の改造の必要な方。
助成要件	・本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が基準額以内であること ・身体に応じて操向装置や駆動装置を改造する必要がある自動車（本人名義）を所有していること ・市税の滞納がないこと
助成額	免許の条件に適合するための改造にかかった費用を助成します。ただし、１０万円を限度とします。

駐車禁止除外指定車標章

（問合せ先）都城警察署交通課　☎２４－０１１０

障がい者等が運転する自動車について、駐車禁止区域内でも他の交通のさまたげにならない限り駐車ができます。

[対象者]

・歩行が困難で下記に該当する障がいのある方

障害区分			対象等級
身体	視覚障がい		４級以上（４-１級以上から）
	内部障がい		３級以上
	聴覚障がい		３級以上
	平衡機能障がい		３級
	肢体不自由	（上肢） （下肢） （体幹）	２級以上（２-２級以上から） ４級以上（４-６級以上から） ３級以上
	脳原性運動機能障がい	（上肢） （移動）	２級以上 ３級以上
知的	知的障がい		A

※ 級が該当する場合でも、詳細区分で非該当となる場合があります。必ず都城警察署交通課へ確認をしてください。

[手続きに必要なもの]

（１）身体障害者手帳又は療育手帳

※受付時間：午前９時～午後１６時　　申請から約１ヶ月後に標章の受取りが必要です。

自動車運転免許取得費の助成

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

身体に障がいのある方の社会活動を容易にして自立更生の促進を図るため、自動車運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。助成を受けるためには、必ず運転免許の取得を行う前に、所定の用紙で申請し、交付決定した後、運転免許を取得してください。

対象者	（１）身体障害者手帳１～３級の交付を受けた方 （２）身体障害者手帳４～６級の交付を受けた方で、道路交通法により自動車に改造の必要な方及び補聴器の使用が必要とされている方
助成要件	対象者（１）又は（２）に該当する方で市税の滞納のない方
助成額	免許取得に要した経費の３分の２。ただし、１０万円を限度とします。

有料道路通行料金の割引

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)、各総合支所地域生活課
有料道路ＥＴＣ割引登録係　☎０４５－４７７－１２３３

身体障害者手帳および療育手帳（Ａ）の所持者は、申請により有料道路通行料金の割引が受けられます。

対象	（１）身体障害者手帳所持者本人が運転する場合 （２）第１種身体障がい者又は療育手帳所持者（Ａ）所持者が同乗する場合
登録自動車の所有者要件	（１）障がい者本人が運転される場合は、障がい者本人又はご家族等の所有する自動車 （２）障がい者本人が同乗され介護者運転の場合で、障がい者本人又はご家族等が自動車を所有していないときは障がい者本人を継続して日常的に介護している方の所有する自動車 【注意事項】自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている氏名が、個人名義のものに限ります。ただし、ローン等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証等の「使用者の氏名又は名称」欄に、上記（１）又は（２）に該当する方の氏名が記載されているものは対象になります。
対象とならない自動車	乗車定員１１名以上のもの、トラック（軽トラックも含む）、事業用・営業用の自動車等は対象となりません。
割引内容	通常の通行料金から５割引 【注意事項】ＥＴＣを利用した場合に適用される特別割引から５割引されるのではありません。ＥＴＣを利用した場合は、通常の通行料金から５割引又はＥＴＣを利用した場合の割引のどちらか安い通行料金が請求されることになります。
手続きに必要なもの	（１）身体障害者手帳又は療育手帳（どちらも所持している場合は両方の手帳） （２）運転免許証（本人運転の場合） ※マイナポータルで確認できるﾏｲﾅ免許証でもよい （３）自動車車検証 （４）ＥＴＣ利用者は、「ＥＴＣカード」（手帳所持者が２０歳以上の場合、本人名義のもの）及びセットアップ証明書等の車載器管理番号が確認できるもの

※令和５年３月２７日より制度が一部改正されております。（詳しくは次ページへ）

★有料道路の割引について

有料道路における障害者割引制度の見直しについて　別紙

対象となる自動車の要件（１人１台）の緩和

＜制度概要＞

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、 通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

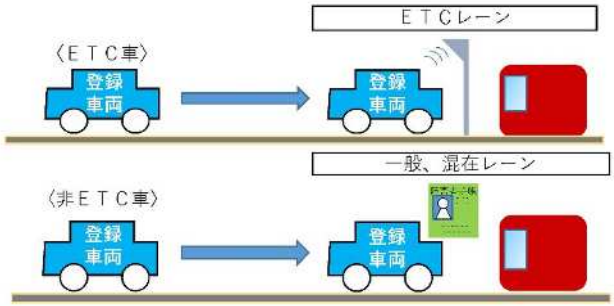
現行

【対象となる障害者】
○障害者ご本人が運転される場合
・身体障害者手帳の交付を受けられている方
○障害者ご本人以外の方が運転され、重度の障害者ご本人（以下「要介護者」といいます）が乗車される場合
・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
（注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ

【対象となる自動車】
事前登録された自動車（障害者１人につき１台）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】
身体障害者又は重度の知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
・ＥＴＣ車の場合は、登録したＥＴＣカードをＥＴＣ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線走行（ノンストップ走行）
手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
・非ＥＴＣ車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

事前登録された自動車1台のみ
本割引の対象



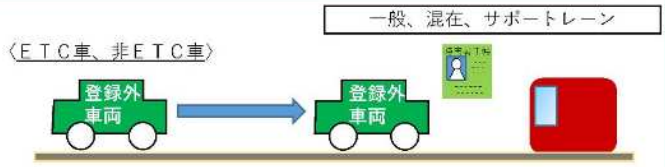
＜今回の改正点＞
事前登録されていない自動車でも以下の自動車が対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

追加の内容

【新たに対象となる自動車】
○事前登録されていない自動車
（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】
○割引登録申請のうえで、ＥＴＣ車、非ＥＴＣ車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン
（ＥＴＣ車でＥＴＣ専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行
（事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
○料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
○料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

親族や知人等の所有する自動車、
レンタカー、車検時の代車、
タクシー（要介護者のみ）、
福祉有償運送車両（要介護者のみ）
など、事前登録されていない自動車
であっても本割引の対象となります。



★なお、制度の改正に伴いオンラインでの申請が開始されております。
詳しくは、公式ＨＰをご覧ください。
・西日本高速道路株式会社
ＵＲＬ（https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/）

自動車に関する税金の減免

◆税目ごとの概要・問合せ先など

各税目の減免制度や介護・福祉施設名義の車税の減免についてお知りになりたい場合は、下記問合せ先へお尋ねください。

税目	概要	納税義務者	減免制度	問合せ先
自動車税 種別割 軽自動車税 種別割	１年に１回、 車の排気量に応じて課税	４月１日時点の 所有者（使用者）	あり	●普通自動車 都城県税・総務事務所 ☎0986-23-4517 ●軽自動車 都城市役所（市民税課） ☎0986-23-6376
自動車 重量税	新規登録時と車検時、 車の重さに応じて課税	車検証の交付等を受ける方 車両番号の指定を受ける方	なし	●普通自動車 宮崎運輸支局 ☎050-5540-2088 ●軽自動車 宮崎県軽自動車検査協会 ☎050-3816-1760
消費税	購入（取得）時、 付属品含む本体価格の 10%	購入者（取得者）	あり	都城税務署 ☎0986-22-4377

◆種別割の障がい者減免について

車を運転される方ごとの条件を満たす場合、種別割の減免を受けることができます。
減免申請の窓口や手続きに必要なものについては次ページ

●障がい者本人が運転する場合

所有者（取得者）・使用者	障がいの状況
障がい者本人に限る	次ページの別表に記載の障がいがある方

●障がい者本人以外（生計同一者）が運転する場合

障がい者手帳と年齢		所有者（使用者）・取得者	障がいの状況	使用目的	使用見込期間・頻度
身体障害者手帳	18 歳以上	障がい者本人に限る	次ページの別表に記載の障がいがある方	通院　通学 通所　生業等 在宅処遇	半年以上の期間でひと月４回以上
	18 歳未満	生計同一者			
療育手帳					
精神障害者保健福祉手帳					

●障がい者本人以外（常時介護者）が運転する場合

所有者（使用者）・取得者	障がいの状況	使用目的	使用見込期間・頻度
障がい者本人に限る	次ページの別表に記載の障がいがある方	通院　通学 通所　生業等 在宅処遇	１年以上の期間でひと月 12 回以上

生計同一者　…　障がい者の配偶者・６親等以内の血族・３親等以内の姻族で、障がい者と同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通している方。次ページでも同様。
常時介護者　…　障がい者のみで構成される世帯に属する障がい者を上表の使用目的のために継続して日常的に運転する方（生計同一者以外）で、福祉事務所の確認を受けた方。次ページでも同様。
通所　…　保育所、介護保険サービス提供施設、障がい福祉サービス提供施設へ通うこと。
生業等　…　仕事や職業訓練のこと。
在宅処遇　…　入寮制の学校へ入寮している障がい者や施設入所している障がい者が週末などに外出すること。

◆別表　障がい者減免の適用範囲

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳からわかる下表の障がい程度等級が減免の対象です。

障がい		本人運転	生計同一者運転・常時介護者運転
視覚障がい		１級～３級及び４級の１	
聴覚障がい		２級及び３級	
平衡機能障がい		３級	
音声機能障がい		３級（喉頭摘出手術を受けた者）	減免になりません
肢体不自由	上肢	１級、２級の１及び２級の２	
	下肢	１級～６級	１級、２級及び３級の１
	体幹	１級～３級及び５級	１級～３級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	１級及び２級（両上肢に障がいがある者）	
	移動機能	１級～６級	１級～３級
心臓・じん臓・免疫・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい		１級及び３級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい		１級～３級	
併合障がい（身体障がい）		１級～４級	１級～３級
知的障がい		A（特別支援学校への通学に使用する者はB-１・B-２も対象）	
精神障がい		１級	

※併合障がい（身体障がい）の等級は、複数の障がいが併存する方について、各障がいの等級から算定された総合等級のことです。
※宮崎県内の特別支援学校については宮崎県のホームページを御参照ください。

◆種別割の障がい者減免の申請について

税目	申請窓口	申請期間	手続きに必要なもの
自動車税種別割	都城県税・総務事務所	４月１日から納期限の日まで（納期限は原則５月３１日土日の場合は翌月曜日）	●車検証（種別割の減免の場合） ●運転者の運転免許証 ●障がい者手帳 ●マイナンバーカード ●福祉事務所の証明書（障がい者本人以外が運転する場合）
軽自動車税種別割	都城市　市民税課		

※軽自動車税種別割は福祉事務所の証明書が不要な場合があります。

◆福祉事務所の役割

　福祉事務所（都城市役所障がい福祉課・各総合支所地域生活課）では、身体障がい又は知的障がいのある方の生計同一者又は常時介護者が運転する車の種別割の減免を受けるために必要な証明書を発行しています。
（精神障がいのある方は宮崎県都城保健所で対応）

自動車	運転者	福祉事務所の証明書名	証明書発行手続きに必要なもの
普通自動車	生計同一者	減免申請理由証明書	●車検証（種別割の減免の場合） ●運転者の運転免許証 ●障がい者手帳 ●使用目的となる施設から証明を受けた宮崎県又は都城市市民税課の定める証明書 ●住民票（運転者が都城市外住民の場合） ●自動車運行計画書（運転者が常時介護者の場合） ●誓約書（運転者が常時介護者の場合） ●障がい者との契約書（運転者が常時介護者で有償により障がい者のために車を運転している場合）
	常時介護者	常時介護証明書	
軽自動車	生計同一者	生計同一証明書	
	常時介護者	常時介護証明書	

おもいやり駐車場制度

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)、各総合支所地域生活課

障がいのある方や高齢の方、妊産婦等の歩行が困難と認められる方に対して、商業施設、病院、官公庁等の公共的施設に設置された身体障害者用駐車場等で使用できる県内共通利用証を交付します。

［利用できる駐車場］

県に制度対象駐車場として登録された駐車場で、駐車区画に「おもいやり駐車場」であることを示すステッカーを表示している駐車場です。

［対象者及び利用証の色］

以下の交付基準に該当する方（児童含む）のうち、歩行が困難な方、歩行に危険を伴う方、一時的に歩行が困難な方。

<table>
<tr><th colspan="3">交付基準</th><th>申請に必要な書類</th><th>有効期間</th><th>利用証の色</th></tr>
<tr><td colspan="2">視覚障がい</td><td>４級以上</td><td rowspan="8">身体障害者手帳</td><td rowspan="10">なし</td><td rowspan="10">緑色
又は
赤色</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障がい</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>下肢</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td>体幹</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の
脳病変による運動機能障がい</td><td>上肢機能</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓・じん臓・免疫・呼吸器
・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">知的障がい者
療育手帳の障がいの程度が「Ａ」</td><td>療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障がい者
精神障害者保健福祉手帳の障がい等級が「１級」</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢者
介護保険の要介護状態区分が「要介護２」以上</td><td>介護保険被保険者証</td></tr>
<tr><td colspan="3">難病患者
・特定医療費（指定難病）受給者
・特定疾患医療受給者
・小児慢性特定疾患医療受給者</td><td>・特定医療費（指定難病）受給者証
・特定疾患医療受給者証
・小児慢性特定疾病医療受給者証</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦（単胎児）
産前４か月～産後３か月の方</td><td rowspan="2">母子健康手帳</td><td>産前４か月～
産後３か月</td><td rowspan="3">ｵﾚﾝｼﾞ色</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦（多胎児：双子や三つ子など）
産前４か月～産後 18 か月の方</td><td>産前４か月～
産後 18 か月</td></tr>
<tr><td colspan="3">けが人等
けが、病気により車いす、杖を使用する方</td><td>おもいやり駐車場利用証申請用診断書</td><td>最大１年間</td></tr>
</table>

【注意事項】

- 赤色の利用証は妊産婦・けが人等以外の方で日常的に車いすを利用する方に交付します。
- 母子健康手帳にはあらかじめ出産（分娩）予定日又は出産日を記入してください。
- 家族等が運転する車に同乗する場合も対象となります。
- 個人が交付対象となりますので、福祉施設などの事業所は交付対象としていません。

１０　交通関係について

タクシー料金の割引

（問合せ先）各タクシー会社

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人が、タクシーに乗車した場合、手帳を提示すれば、料金が１割引となります。詳しくは各タクシー会社へ問い合わせください。

重度障害者タクシー等利用料金助成

（問合せ先）障がい福祉課（障がい福祉担当）
各総合支所地域生活課

重度の障がいのある方の日常生活の利便及び社会活動の範囲の拡大を図るため、利用券を交付することによりタクシー料金の一部を助成します。

[手続きに必要なもの]

①　身体手帳／療育手帳／精神手帳
②　代理人の身分証明書（代理人が申請する場合）

申請は、手帳所持者本人が
１５歳以上の場合は本人、
１５歳未満の場合はその保護者が行います。

[対象者条件]

① 都城市内に居住していること
② 障がい区分が下表のいずれかに該当すること。

手帳種類	障　が　い　区　分
身体手帳	視覚障がい　１級、２級
	肢体不自由*1　１級*2
	下肢機能障がい　１級、２級
	体幹機能障がい　１級、２級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの移動機能　１級、２級
療育手帳	障がい程度の総合判定　A
精神手帳	障がい等級　１級

＊１　肢体不自由　…上肢機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい及び乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいの上肢機能障がい並びに移動機能障がいの総称です。

＊２　肢体不自由１級　…肢体不自由のそれぞれの障がいの等級を合算したときに１級となる場合は対象です。
（例）上肢２級と下肢３級を合算すると１級となるため**[対象者条件]**を満たします。

[助成内容]

・利用券は、**[対象者条件]**を満たした方へ１人につき１年度あたり最大２４枚を交付します。

・交付枚数は、**[対象者条件]**を満たした月から同年度３月までの月数の２倍の数です。

（例）**[対象者条件]**を７月に満たした場合、７月から翌３月までの月数は９ヶ月のため、月数の２倍の数の１８枚が交付枚数となります。

[利用方法]

・利用券は、障がい福祉課と協定を締結した事業所で利用することができます。
・利用券を使用するときは、運転者へ身体手帳／療育手帳／精神手帳を提示し使用してください。
・利用券は１枚あたり５００円で、１回の乗車につき何枚でも使用可能です。ただし、運賃を超える枚数は使用できません。

[注　　意]

・紛失した場合、当該年度分の利用券は再交付できませんので、大切に保管してください。
・都城市外へ転出または死亡した場合で未使用の利用券があるときは利用券を返還してください。
・利用券を他人に譲渡または貸与することはできません。

バス運賃の割引

（問合せ先）　宮崎交通　都城営業所　☎２２－３４３４
高崎観光バス　☎６２－５６３０
鹿児島交通　鹿屋営業所　☎0994－65－2258
本村交通　都城営業所　☎２２－１８６８

［市内バス事業者］

対象者		区分	宮崎交通 高崎観光バス		鹿児島交通		本村交通 （一部路線）
			通常 運賃	定期 運賃	通常 運賃	定期 運賃	通常運賃
身体障害者手帳	（第１種）	本　人 介護人	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
	（第２種）	本　人（12 歳以上）	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
		介護人（12 歳以上）	なし	なし	なし	なし	なし
		本　人（12 歳未満）	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
		介護人（12 歳未満）	なし	なし			
療育手帳	（Ａ）	本　人 介護人	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
	（Ｂ）	本　人	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
		介護人	なし	なし			
精神障害者保健福祉手帳	（１級）	本　人	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
		介護人	なし	なし			
	（２級）	本　人	５割引	３割引	５割引	３割引	５割引
		介護人	なし	なし	なし	なし	なし
	（３級）	本　人	５割引	３割引	なし	なし	なし
		介護人	なし	なし	なし	なし	なし

※　10 円未満の端数は、10 円単位に切り上げる。
※　宮崎交通及び高崎観光バスは、障がい者が小学生未満（運賃無料）の場合は、介護人の割引はなし。また、障がい者が小学生の場合、定期運賃の障がい者割引はなし。
※　鹿児島交通の一部路線（都城～牧之原線、都城～吉ヶ谷公民館線、都城～柴建線）が本村交通へ変更。その他の路線の割引についてはバス事業者へお問い合わせください。
※　詳しくは各バス事業者へお問い合わせください。

フェリー運賃の割引

（問合せ先）各フェリー会社

［宮崎カーフェリー］　身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

区分	割引対象者	割引内容
第１種障がい者、 精神障がい者１級	本人・介護者	客室：全等級　　５割引
第２種障がい者、 精神障がい者２～３級	本人	客室：２等のみ　５割引

※ 各フェリー会社により割引制度が異なるため、詳しくは各フェリー会社に問い合わせください。

国内航空運賃の割引

（問合せ先）各航空会社

身体障害者手帳又は療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ 各航空会社及び路線により割引内容が異なるため、詳しくは各航空会社へ問い合わせください。

鉄道運賃の割引

（問合せ先）ＪＲ九州都城駅　☎２３－３９５４

［ＪＲ九州］　身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（令和７年４月より適用）
※お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用になりません。
・第一種、第二種の記載がない手帳
・有効期限の切れた手帳
・顔写真が貼付されていない手帳

※令和７年４月１日より精神障がい者割引制度が導入されます。
令和７年２月までに発行されている精神障害者保健福祉手帳には、第一種または第二種の区分スタンプの押印が必要です。有効期限内の顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳に押印しますので、障がい福祉課、各総合支所窓口にお越しください。

（１）介護者と一緒に利用する場合
ア　手帳をお持ちの方と介護者には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
イ　割引となる介護者は１名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種障がい者とその介護者	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券・定期乗車券 ※小児定期乗車券を除く	５割
12 歳未満の第二種障がい者とその介護者	・定期乗車券（小児定期乗車券を除く）	５割

（２）手帳をお持ちの方がひとりでご利用になる場合
片道の営業キロが 100 キロを超える場合に限ります。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第一種障がい者、第二種障がい者	・普通乗車券	５割

※ 各鉄道会社により割引内容が異なるため、詳しくは各鉄道会社へ問い合わせください。

11　各種控除・減免・割引制度について

所得税の控除

（問合せ先）都城税務署　☎２２－４３７７

名　　称	対象者	障害内容	控除内容
障害者控除	本人 控除対象配偶者 扶養親族	①身体障害者手帳３級～６級 ②療育手帳「Ｂ」 ③精神障害者保健福祉手帳２・３級	所得控除２７万円
特別障害者控除		①身体障害者手帳Ⅰ・２級 ②療育手帳「Ａ」 ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級	所得控除４０万円
同居特別障害者扶養控除	同居の控除対象配偶者又は扶養親族		所得控除７５万円

住民税の控除・非課税

（問合せ先）市民税課　☎２３－２１２３

名　称	対象者	障害内容	控除内容
障害者控除	本人 控除対象配偶者 扶養親族	①身体障害者手帳３級～６級 ②療育手帳「Ｂ」 ③精神障害者保健福祉手帳２・３級	所得控除２６万円
特別障害者控除		①身体障害者手帳Ⅰ・２級 ②療育手帳「Ａ」 ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級	所得控除３０万円
同居特別障害者扶養控除	同居の控除対象配偶者又は扶養親族		所得控除５３万円
非課税限度額	本人	身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳	分離課税とされる退職所得を控除した前年の所得がⅠ２５万円以下の人については住民税が非課税（令和３年度分から所得がⅠ３５万円以下）

相続税の控除

（問合せ先）都城税務署　☎２２－４３７７

障害者が相続により財産を取得した場合、税額の控除があります。詳しくは税務署へ問い合わせください。

定期預金等の利子非課税（マル優制度）

（問合せ先）各金融機関

法令で定められている方（身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、障害年金の受給を受けている方等）は、３５０万円までの定期預金等の利子に対する課税が非課税になる制度があります。詳しくは各金融機関に問い合わせください。

ＮＨＫ受信料の全額免除・半額免除

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課
ＮＨＫ　☎０９８５－３２－８１２０
☎０１２０－１５－１５１５

下記のいずれかに該当する場合は、ＮＨＫ受信料の減免が受けられます。減免を受けるためには、障がい福祉課での証明発行の申請が必要です。

［全額免除］

① 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。

［半額免除］

① 「視覚障害者」「聴覚障害者」が契約者及び世帯主の場合に、半額免除となります。

② 重度の障害者（「身体障害者」の場合は１～２級・「知的障がい者」の場合はＡ・「精神障害者」の場合は１級）が契約者及び世帯主の場合に、半額免除となります。

※ ＮＨＫの窓口でも半額免除の受付を行います。詳しくは、ＮＨＫまで問い合わせください。

携帯電話の割引

（問合せ先）各携帯電話会社

携帯電話の割引については、各携帯会社によって異なりますので、詳しくは各携帯会社に問い合わせください。

公共施設の入館料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方は、入館時に手帳もしくはミライロＩＤを提示した場合に入館料が免除されます。

○都城島津邸	（問合せ先）☎２３－２１１６
○都城市立美術館	（問合せ先）☎２５－１４４７
○都城歴史資料館	（問合せ先）☎２５－８０１１
○山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館	（問合せ先）☎５７－５２９５
○高城郷土資料館	（問合せ先）☎５８－５９６３
○たちばな天文台	（問合せ先）☎６２－４９３６

ミライロＩＤホームページ

都城市健康増進施設利用助成券

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)
各総合支所地域生活課

健康と生きがいづくりのため身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に「健康増進施設利用助成券」を交付しています。

この券の利用にあたっては、一部利用料が必要です。なお、利用料は各施設によって異なりますので、各対象施設にて御確認ください。

なお、助成券は磁気カードによって交付します。一度カードの交付を受けた方は、交付条件を満たしている限り、同一のカードを使うことができ、次年度以降の助成券は自動で更新されますので、毎年の申請が不要になります。

ただし、６５歳以上の方については高齢者用の利用助成券の交付となりますが、介護者の助成券も申請する場合は、障がい者用の助成券を交付します。

障　害　程　度	交付数
・身体障害者手帳　１・２級 ・療育手帳　Ａ ・精神障害者保健福祉手帳　１・２級	１枚（年間２０回） ※介護者の助成券が申請可能。手帳所持者と同一のカードで管理 ※介護者は誰でも利用可能（年間２０回）
・身体障害者手帳　３～６級 ・療育手帳　Ｂ１・Ｂ２ ・精神障害者保健福祉手帳　３級	１枚（年間２０回）

※カードは交付の翌日から使用できます。都城市に転入された方は、転入届提出の翌日から申請できます。

［手続きに必要なもの］

（１）身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳

（２）介護者の身分証明書(介護者の申請をする場合)（３）委任状（代理人が申請する場合）

［対象施設］

利用対象施設	所在地	問合せ先
青井岳温泉	山之口町	☎５７－２１７７
観音さくらの里温泉	高城町	☎２９－２１００
かかしの里ゆぽっぽ	山田町	☎６４－３７１１
極上の湯　山田温泉	山田町	☎６４－２０２０
ラスパたかざき	高崎町	☎６２－５５２６
メセナ住吉交流センター	末吉町	☎７６－７８９８
財部温泉健康センター	財部町	☎７２－３５５３
大隅弥五郎伝説の里	大隅町	☎０９９－４８２－００８０
国民宿舎　ボルベリアダグリ	志布志町	☎０９９－４７２－１４７８
蓬の郷ふれあい交流センター	有明町	☎０９９－４７５－２６２６
かかしの里パークゴルフ場	山田町	☎６４－３８８８
高崎パークゴルフ場	高崎町	☎４５－８６００
都城温泉	志比田町	☎２６－５６１６
和楽笑の湯	広原町	☎４６－１１２６
合歓木温泉	広原町 五十町 金田町	☎広原：24-8950　五十市：22-2030　沖水：36-6030
幸福温泉	宮丸町	☎２３－２２２２
サンプラザホテル２階　貴宝の癒	上川東	☎２６－０４２５
都城グリーンホテル	栄町	☎２５－６１１１
南部ふれあい広場	大岩田町	☎４５－７２２２
志和地中央ふれあい広場	上水流町	☎３６－２３１１

12　その他の福祉サービスについて

生活福祉資金の貸付

（問合せ先）社会福祉協議会　☎２６－６１１１

障がい者世帯に対し、生業を営むときの経費、療養費用、自動車購入費等を低利で貸付する事業です。詳しくは、社会福祉協議会に問い合わせください。

障がい者教養文化体育施設（サン・アビリティーズ都城）

障がいのある方の機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びスポーツ、レクリエーションのための施設です。ご利用される方は、直接サン･アビリティーズ都城へ問い合わせください。なお、毎週火曜日は休館となっております。

［住所］都城市都原町３３６９　　**［問合せ先］**☎２５－２０１８

点字図書館

点字図書や録音図書を製作・収集し、貸し出し、閲覧する施設です。利用される方は、直接点字図書館へ問い合わせください。

［住所］都城市松元町４－１７　　**［問合せ先］**☎２６－１９４８

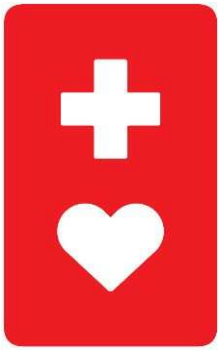
地域活動支援センターⅢ型事業所　アートスペース夢

障がい者の方々の居場所づくりや活動支援の場を提供しています。

［住　所］都城市北原町１４６６番地　　**［問合せ先］**☎２４－８３３７
［開所日］　火～土曜日　10：30～15：30　（祝日・年末年始を除く）
※参加費：基本的に無料
（催しによっては参加費が必要な場合もありますので、事前に問い合わせください。）

ヘルプマーク

（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)、各総合支所地域生活課



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を発行しています。

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方に限らず、周りからの援助や配慮を必要としている方などヘルプマークの交付を御希望の方は、障がい福祉課または各総合支所地域生活課へお越しください。

※交付はお１人様１個に限ります

電話リレーサービス

（問合せ先）日本財団電話リレーサービス　☎ ０３－６２７５－０９１０
ＦＡＸ ０３－６２７５－０９１３

電話リレーサービスとは、聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）と、きこえる人（聴覚障害者等以外の人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながることができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。

13　障がいに関する相談について

身体障がい者関係団体

地域において、障がい者及びその家族からの生活・職業・医療などの身近な問題について、いろいろな相談に応じていますので、ご相談ください。

（令和８年４月１日現在）　　（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)

団体名・代表者	住所・連絡先
宮崎県手をつなぐ育成会都城支部 支部長　　坂元 達男	住所　都城市南鷹尾町１５－２２ ☎　２３－７５３５
都城視覚障害者福祉会 会長　　八木　敏男	住所　都城市鷹尾４丁目１３－３０ ☎　２４－７２１９
都城市聴覚障害者協会 会長　　松下　房子	住所　都城市松元町４－１４　福祉会館内 ＦＡＸ　２３－０８８５
都城市身体障害者福祉協会 会長　　坂下　邦男	住所　都城市安久町５１９５―１ ☎　７０－０４０２
山之口町身体障害者更生会 会長　　稲田　伸征	住所　都城市山之口町山之口２８８６番地 ☎　５７－５４２２
高城地区身体障害者福祉会 会長　　永田　照明	住所　都城市高城町石山４０９６番地 ☎　５８－３８０２
高崎町身体障害者福祉会 会長　　永田　浩一	住所　都城市高崎町東霧島２７１番地３ ☎　６２－２２２５
高崎町知的障害者育成会 会長　　上田　まゆみ	住所　都城市高崎町縄瀬１５７６番地 ☎　６２－３９３５
日本オストミー協会宮崎県支部	住所　東臼杵郡門川町（甲斐さん） ☎　０９０－５０２８－２３０１
県立視覚障害者センター	住所　宮崎市江平西２-１-２０ ☎　０９８５－２２－５６７０
県立聴覚障害者センター	住所　宮崎市江平西２-１-２０ ☎　０９８５－３８－８７３３　ＦＡＸ　0985-29-2279
県立明星視覚支援学校 （旧：宮崎県立盲学校）	住所　宮崎市大字島之内１３９０番地 ☎　０９８５－３９－１０２１
国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局　福岡視力障害センター	住所　福岡市西区今津４８２０番地の１ ☎　０９２－８０６－１３６１

障がい者虐待相談

障がい者虐待相談先は、以下のとおりです。

障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター 都城市総合社会福祉センター１階	TEL　0986-26-0294(平日 8:30～17:15) E-mail：g-boushi@miyakonojosyakyo.or.jp ＊時間外は転送電話対応（平日時間外・土日祝）　TEL　080-8394-0326
都城市障がい福祉課 市役所１階水色６番窓口	TEL　0986-36-8714（施設従事者等、使用者等による虐待） TEL　0986-36-8715（養護者による虐待）　Fax　0986-24-1188 E-mail：syogaifukushi@city.miyakonojo.miyazaki.jp ＊時間外は代表電話で対応（平日時間外・土日祝） TEL　0986-23-2111（市代表電話）

身体障がい者相談員

身体障がい者の相談に応じ、必要な相談援助、指導等を行うとともに、関係機関と連携し、身体障がい者の自立及び地域活動等のお手伝いをします。いろいろな相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

任期：令和８年８月１日～令和１０年７月３１日　　（問合せ先）障がい福祉課(障がい福祉担当)

相談員氏名	住所・連絡先
都城市身体障害者福祉協会 会長　　坂下　邦男	住所　都城市安久町５１９５－１ ☎　携帯：090-8398-8457　FAX　0986－70－0402
都城市身体障害者福祉協会 副会長　　福島　純男	住所　都城市鷹尾一丁目２２街区５３の３号 ☎　携帯：090-2963-5769
山之口町身体障害者更生会 会長　　稲田　伸征	住所　都城市山之口町山之口２８８６番地 ☎　５７－５４２２（携帯：090-3324-6715）
高城地区身体障害者福祉会 会長　　永田　照明	住所　都城市高城町石山４０９６番地 ☎　５８－３８０２（携帯：090-1876-8579）
高城地区身体障害者福祉会 副会長　　笹葉　照明	住所　都城市高城町有水１９４０番地１７ ☎　５３－１０７８（携帯：080-5247-2862）
高崎町身体障害者福祉会 会長　　永田　浩一	住所　都城市高崎町東霧島２７１番地３ ☎　６２－２２２５（携帯：090-8768-0136）
都城視覚障害者福祉会 会長　　八木　敏男	住所　都城市鷹尾四丁目１３街区３０号 ☎　２４－７２１９
都城市聴覚障害者協会 副会長　　原田　香津子	住所　都城市松元町４－１４　福祉会館内 ☎　２２－０２６１

障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター

在宅の様々な障がい者の自立と社会参加を図るため、総合的な相談に応じます。
また、障がい者に対する虐待の防止や早期発見のため、通報、届出及び相談に応じる窓口も開設しています。

〔内容〕

・福祉制度の紹介や申請の補助
・専門相談員による助言や援助（社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・相談支援専門員・介護支援専門員）
・福祉的就労に関する相談
・障がい者等に対する虐待発見及び虐待防止に関する相談や支援
・成年後見制度利用に向けての支援
・住宅改修に関する支援及び住宅入居等支援
・サービスに関する苦情相談

障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター	〒885-0077 都城市松元町４－１７ 都城市総合社会福祉センター１階	TEL 0986-26-0294 （平日 8:30～17:15）＊時間外は転送電話対応 TEL 080-8394-0326 （虐待防止専用）（平日時間外・土日祝） E-mail：g-boushi@miyakonojosyakyo.or.jp

発達障害者支援センター

発達障がいを有する方々、そのご家族、および全ての関係者のご相談に応じ、関係機関との連携を図りながら、地域の中で安心した生活ができるよう専門スタッフが支援を行います。

[利用対象]

・自閉症（高機能自閉症を含む）、アスペルガー症候群とその他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいを有する方及びそのご家族、又は関係する全ての方々が対象で、子どもから大人まで年齢は問いません。

宮崎県都城発達障害者支援センター	〒885-0094 都城市都原町 7171（高千穂学園内） E-mail:a-miyakonojo-center@m-sj.or.jp	☎ 0986-22-2633 FAX 0986-22-2930

都城市こども発達センター

発達障がいまたは、その疑いのある未就学の児童に対し、小児専門医による診察（心理士による評価を含む）に基づく診断、相談、支援を行っています。また、18 歳未満の児童及びその保護者の相談を心理士等が行います。

予約制のため、まずはお電話で問い合わせください。

都城市こども発達センター きらきら	〒885-0014　都城市祝吉町 5033-7 E-mail:hattatsu@city.miyakonojo.miyazaki.jp	☎ 0986-46－2330 FAX 0986-24－6007

幼児言語訓練事業

（問合せ先）障がい福祉課(認定審査担当)

就学前のことばの発達に遅れ等のある幼児に対し、早期療育の充実を図ることを目的に言語聴覚士の個別指導による言語訓練を行うものです。

対 象 者	発音不明瞭、ことばの遅れ、吃音等がみられる就学前の幼児
訓練場所	都城市こども発達センターきらきら
申込窓口	障がい福祉課
そ の 他	・申込後、初回訓練の日時等を障がい福祉課より通知いたします。 ・相談・訓練については無料です。

都城市療育支援事業

障がいのある児童または障がいの疑いのある児童及びその家族が、早期に必要な療育指導、相談、支援を受けられるよう療育機能の充実を図ることを目的に行う事業です。

内容	対象者	申し込み・問合せ
巡回等支援事業 ・療育プログラム体験（ウルトラマン教室） ・施設支援 ・訪問型支援	福祉サービスを受けていない児童（１８歳未満）	都城子ども療育センター ひかり園 ☎ 0986-23-9566 FAX 0986-23-9571
子育て相談事業 ・発達相談 ・学童相談会 障がいの理解促進事業 ・保護者座談会 ・子育て講座	１８歳未満の児童の家族	

障がい者の就職相談

ハローワークは、障がい者の職業能力や適正等を評価し、就職するために必要な助言等を行なっています。各障害者就業・生活支援センターは、障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる総合窓口です。

ハローワーク都城 （都城公共職業安定所）	〒885-0072 都城市上町２－１１　都城地方合同庁舎１階	☎　0986-22-1745 FAX 0986-22-2037
みやこのじょう障害者 就業・生活支援センター	〒885-0071 都城市中町１街区７号　ＩＴ産業ビル１Ｆ ※E-mail:jiritu@btvm.ne.jp	☎　0986-22-9991 FAX 0986-22-9992

都城市地域活動支援センターぽかぽか

精神保健福祉士などの専門職を配置し、創作的活動等の機会の提供、社会との交流の促進、医療・福祉及び地域との連携強化のための調整などを行っています。

都城市地域活動支援センターぽかぽか	〒885-0055 都城市早鈴町 25-10	☎　0986-36-8005 FAX 0986-36-8006

【開所日・時間】　月～土曜（祝日・年末年始を除く）、10 時～16 時

＊月１回程度、沖水・志和池・山之口・高城・山田・高崎でもつどいの場を開催しています。会場や日程は問い合わせください。

宮崎県あんしんサポートセンター

（問合せ先）都城市社会福祉協議会　☎２５－２１２３

日常生活に不安を抱えている高齢者やもの忘れのある高齢者、知的障がいのある方、精神に障がいのある方の自立を助け、安心して生活できるように応援します。

【内容】　①福祉サービスの利用のお手伝い
②日常的なお金の出し入れのお手伝い
③大切な書類等のお預かり　など

障がい児・者そうだんサポートセンター［障がい児等療育支援事業（県事業）］

地域で暮らしている障がいのある方や、その家族が安心して暮らしていけるように相談・支援を行います。

そうだんサポートセンター たかちほ	〒885-0094 都城市都原町 7171（高千穂学園内）	☎　0986-46-2078 FAX 0986-46-2103
サポートセンターとほく	〒885-1104 都城市野々美谷町 2943-1	☎　0986-36-1045 FAX 0986-36-1855

宮崎県盲ろう者友の会

県内に居住する盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある人）の社会参加の促進などに努め、盲ろう者の福祉の増進を図ることを目的としており、宮崎県から委託を受け通訳・介助員の派遣業務を行っています。

ＮＰＯ法人 宮崎県盲ろう者友の会	〒880-0014 宮崎市鶴島２丁目９番６号 みやざきＮＰＯハウス３０６号室 E-mail:miyazaki.mourou@gmail.com	☎・FAX 0985-71-3004

都城市障害者自立支援協議会

（問合せ先）障がい福祉課(認定審査担当)

障がい者が抱えるさまざまな問題の解決に向けて協議を行います。障がい者が地域で安心して生活できるように関係機関で連携を取り合い、必要な支援を行うためのネットワーク作りを進めています。

アルコール／薬物／ギャンブルの依存症等

※活動場所、内容が変更になる場合がありますので、事前に問い合わせください。

ＡＡ（エーエー）

（問合せ先）九州沖縄セントラルオフィス　☎０９９－２４８－００５７

ＡＡとは、アルコホーリクス・アノニマスの頭文字で、アルコールを必要としない人生をこれから生きていきたいと願う人を対象にミーティングが開かれています。

名　称	開催場所と開催日時
都城グループ	都城市コミュニティセンター（都城市姫城町１０－７） 毎週　火・土曜日　19:00～20:00
あおぎりグループ	大悟病院（三股町大字長田１２７０） 第１日曜日　13:30～14:30

断酒会

（問合せ先）宮崎県断酒友の会　☎０９０－５０２６－６６０３

アルコール依存症者とその家族で構成されるグループで全国的に組織されており、県内では現在本部と７支部が活動しています。

例会名	開催場所と開催日時
都城支部例会	都城市総合社会福祉センター（都城市松元町４－１７） 毎月第３金曜日　19:30～21:00

ＧＡ(ジーエー)

（問合せ先）ＧＡ宮崎グループ　☎　０８０－９１４２－８２２４

ＧＡとは、ギャンブラーズ・アノニマスの頭文字で、ギャンブルをやめたいと願う本人たちの集まりです。

名　称	開催場所と開催日時
ＧＡ宮崎グループ	宮崎県総合福祉センター 毎週水曜日　19:00～20:30

ＰＡ（ピーエー）

（問合せ先） メール：pa.miyakonojo@gmail.com

処方薬、市販薬の乱用・依存からの回復を願う人たちの自助グループです。

名　称	開催場所と開催日時
ＰＡみやこのじょう	未来創造ステーション（都城市立図書館広場側２階） 第１、第３土曜日　18：30～20：00

ＮＡＢＡ（ナバ）

（問合せ先）メール：miyakonojonaba@gmail.com

摂食障害からの回復と成長を願う人々の自助グループです。

名　称	開催場所と開催日時
みやこのじょうＮＡＢＡ	未来創造ステーション（都城市立図書館広場側２階） 【クローズドミーティング】 毎月第２・４土曜日　18：30～20:00 【オープンミーティング】 １月・７月の第２土曜日　18:30～20:00

ＡＣＡ（エーシーエー）

（問合せ先）ＡＣＡ都城　☎　０９０－６６３１－０４９１

ＡＣＡ（アダルト・チルドレン・アノニマス）は、子どもの時期をアルコール問題や、その他の機能不全のある家庭で過ごした成人（＝アダルト・チルドレン）の自助グループです。

名　称	開催場所と開催日時
ＡＣＡ都城	未来創造ステーション（都城市立図書館広場側２階） 毎週木曜日　19：00～20：30

14　こころの相談について

こころの電話相談機関

こころの電話 （宮崎県精神保健福祉センター内）	月～金　9:00～19:00（祝日、年末年始を除く） ☎　０９８５－３２－５５６６
宮崎自殺防止センター	月・水・金・日　20:00～23:00 ☎　０９８５－７７－９０９０
宮崎いのちの電話	月・水・金　　21:00～4:00 火・木・土・日　18:00～4:00　　（365 日） ☎　０５７０－７８３－５５６ ０９８５－８９－４３４３
都城市役所　障がい福祉課	月～金（祝日、年末年始を除く） 【電話】8：30～17：15【窓口】8：45～16：30 ☎　０９８６－３６－８７１５
高城保健センター	月～金（祝日、年末年始を除く） 【電話】8：30～17：15【窓口】8：45～16：30 ☎　０９８６－５８－６８００
高崎福祉保健センター	月～金（祝日、年末年始を除く） 【電話】8：30～17：15【窓口】8：45～16：30 ☎　０９８６－６２－４４１１
都城市役所　障がい福祉課 こころの相談専用電話	月～金　9:00～12：00、13～16:00（祝日、年末年始を除く） ☎　０９８６－３６－８４２４

こころの健康相談事業

（問合せ先）都城保健所　☎２３－４５０４

精神科の病気・心の健康に関する相談や不眠・抑うつ・アルコールやその他の依存・引きこもりなどに関する相談を受け付けています。

① 場　　所　都城保健所（電話　０９８６－２３－４５０４）
② 日　　時　原則毎月第３木曜日（都合により第３金曜日となる月があります）
　　午後１：３０～３：３０
③ 内　　容　こころの悩み相談、引きこもりの相談、精神保健一般相談、家族からの相談
④ 相談体制　予約制（１日の相談枠は３枠まで）で、専門の医師が相談に応じます
⑤ 申込方法　事前に保健所保健師（疾病対策担当）へご相談ください
⑥ 相 談 料　無料

ＳＮＳ相談事業



相談時間と相談期間

18時 ～ 23時（受付は22時30分まで）

2026年 9月10日 ～ 2027年 3月31日



相談方法

LINEで相談

WEBで相談

都城市 福祉部 障がい福祉課

１５　　障害者差別解消法をご存知ですか？

「障害者差別解消法」は障がいを理由とする差別を解消して、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことは全ての人に求められている責務でもあります。皆さん一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。

障がいのある人と社会的障壁

障害者基本法で定められた身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほか心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

※社会的障壁とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物・制度・慣行・観念などさまざまなもののことです。特に女性や子どもの場合は、その特性に応じた配慮が必要です。

どんなことが差別になるの

この法律のポイントは、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されたことです。

●**不当な差別的取り扱い**　正当な理由がないのに、障がいを理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることです。

●**合理的配慮の不提供**　障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があったにもかかわらず、負担になりすぎない範囲で「社会的障壁」を取り除く配慮をしないことです。

障がいのある人を困らせないでください（不当な差別の例）

●お店で　レストランなどの飲食店に入ろうとしている障がいのある人を、車いすを利用していることを理由に断った。

●賃貸契約で　アパートやマンションを借りようとする人が、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に部屋を貸さなかった。

●避難所で　災害時の緊急避難所で、聴覚障がいがあることを伝えていたが、管理者は必要な情報提供を音声でしか行わなかった。

皆さんもこんなことは止めてください

×電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くに障がいのある人がいても席を譲らない。

×施設などの出入口に近く、スペースも広くとってある障がい者等専用駐車場に駐車する。

×飲食店などの中に身体障がい者補助犬（盲導犬など）がいると、店員にクレームをつける。

障がいのある人のサポートをお願いします（合理的配慮の好ましい例）

●お店で　視覚障がいのある人に、レストランのメニューに書かれている内容などを店員が読み上げながら説明する。

●受付で　聴覚障がいのある人に、ホテルや娯楽施設などの受付で、手話や筆談など音声とは違う方法でコミュニケーションを取る。

●出入口で　車いすを利用している人などのために、出入口にスロープを設置するなど、出入口の段差をなくす工夫をする。

皆さんもご協力ください

○電車やバスなどの優先席や優先スペースの近くでは、携帯電話の電源を切るなどのルールを守る。

○車いすを利用している人の手の届かない陳列棚の商品などを代わりに取って手渡す。

○障がいのある人に対する優遇措置（そうした措置で事実上の平等になる）に不平等感を抱かない。

◎障がい者差別に関する相談窓口・問合せ　障がい福祉課(障がい福祉担当)　電話２３-２９８０

16　火事・救命救急に関する通報について

Ｎｅｔ１１９緊急通報システム

聴覚や言語機能障がいによって音声での会話が困難な人が、119 番通報できるサービスです。
Net119 緊急通報システムを利用するためには、事前に登録する必要があります。
登録を希望される人は、事前に消防局指令課（☎２３－２１２５）へお問い合わせください。



●火事やケガ、病気になったとき、会話が難しい人でも、声を使わないで、かんたんに、消防署に連絡ができます。

●位置が分かる機能(GPS)をオンにしていると、あなたがどこにいるのか、自動的に消防署でわかります。



●登録には、不正な使用を、ふせぐための、かんたんな手続きがあります。全国どこでも、使えます。

※手続きと使用に、お金はかかりません。

※使っている時の、通信料金はかかります。　使い方はうら⇒

問合せ先　都城市消防局指令課　℡0986-23-2125　メール　tuusin@119syoubou.miyakonojo.miyazaki.jp

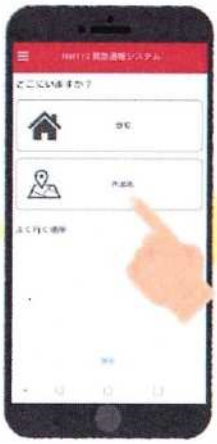
使い方



① アプリを押します



②救急か火事か選びます



③どこにいるか、自宅か外出先か選びます



④通報するを、押します



⑤消防署を呼びだしています。



⑥消防署につながって、チャットができます。



⑦内容を書くか、選択から選んで送信ボタンを押します

⑤の、消防署を呼び出すだけでも、救急車や消防車は、すぐに、あなたのところに行きます。安心して、待っていてください！！

消防ＦＡＸ通報カード

緊急時に電話による通報が困難な方等においては、ＦＡＸによる通報が可能です。
通報カード様式については、都城市消防局ホームページからダウンロードできます。

（問合せ先）都城市消防局指令課　☎２３－２１２５

☆ 消防FAX通報カード ☆



都城市消防局指令課
FAX番号は119（局番なし）



あてはまるものに〇をつけてください。

火事	救急
● いま、なにが燃えていますか？ 居間 ・ 台所 ・ その他（　　） が燃えています。 ● 逃げ遅れが　います ・ いません。	● 急病 ・ けが 症状は？ 頭 ・ 胸 ・ 腹 ・ 足 ・ 手 ・ 腕 その他（　　）が痛いです。 どこ（　　）が どんなふう（　　）です。

もし何か起こったときは、すぐにFAXできるように、名前・住所・連絡先などを書いておきましょう。

名前	（　　）歳　男 ・ 女
住所	都城市 ・ 三股町　　町　　番地
かかりつけ病院	病院　　持病 ：
FAX番号	（0986）　　－
緊急連絡先	氏名　　電話番号（0986）　　－ 誰の番号？ 父 ・ 母 ・ 学校 ・ 職場 ・ 近所の人 ・ その他（　　）

※ FAXを受信したら、指令課から下の文に〇をつけて返信します。
119に送信できない場合は、（0986）24 － 0119 へ送信してください。

火災 ・ 救急 を受信しました。　消防車 ・ 救急車 を出動させました。

窓口受付時間のお知らせ

令和7年5月7日（水）から、
窓口受付時間は、8時 45 分～16 時 30 分となりました。
手続きにはお時間を要する場合がございますので、時間に余裕をもってお越しください。

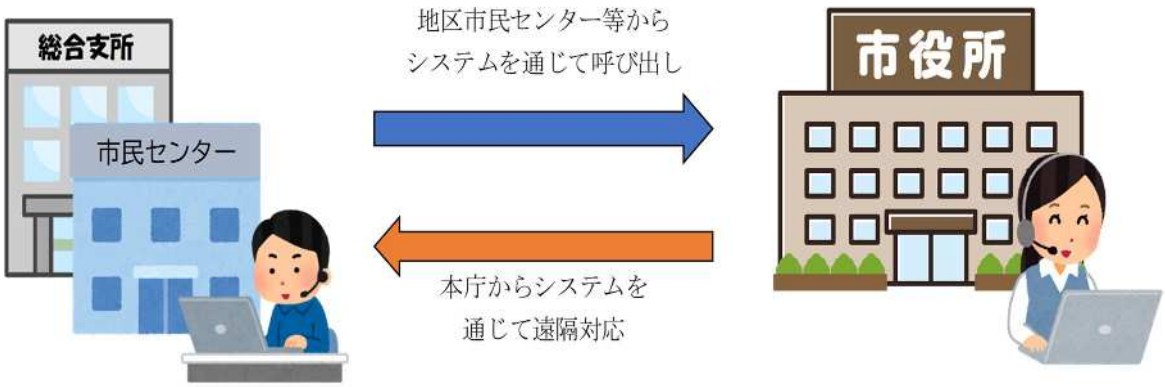
※窓口受付時間とは、申請・申出・交付・問い合わせや相談などの受付時間です

リモート窓口のご案内

中山間地域など市役所から離れた地域に居住する方が、市役所での手続きが必要になったときの移動の負担を軽減するため、地区市民センター等に「リモート窓口」を開設しました。
リモート窓口では、テレビ会議システムにより本庁の職員
映像でやりとりができ、これまで市役所に出向く必要のあった相談や申請などをリモートで行うことができます。

［開設場所］
・各地区市民センター（沖水、志和池、庄内、中郷、西岳）
・夏尾市民センター
・各総合支所（山之口、高城、山田、高崎）
※障がい福祉課の手続きは、基本的に総合支所の窓口で行うことができます

［利用方法］
最寄りの地区市民センターなどの窓口で、希望する手続きを申し出てください。
ボタン一つで接続でき、難しい操作は必要ありません。書類の映し方など、操作に困ったときは窓口の職員がサポートしますので、お気軽にご利用ください。



［利用できる手続き］

市民センターのリモート窓口で対応できる障がい福祉課の手続きは以下のとおりです。
（下表の手続きは、総合支所の窓口でも手続きができます）

対象手続	備考
身体障害者手帳申請手続	
療育手帳申請手続	
精神保健福祉手帳手続	
自立支援医療（育成・更生）手続	
自立支援医療（精神通院）手続	
重度心身障害者医療費助成手続	
特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当手続	
特別児童扶養手当認定請求手続	
心身障害者不要共済に関する手続	
日常生活用具手続	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請手続	
身障者補装具手続	
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請手続	
障害福祉サービス申請等手続	※窓口繁忙期（6～7 月）は対応不可
身体・知的・精神障害者福祉施設入所手続	
移送サービス利用者登録申請手続	
郵便投票の代理記載人となるべき者の届出	※総合支所ではリモートのみ対応
おもいやり駐車場利用証交付申請手続	
都城市健康増進施設利用助成券申請手続	
障がい幼児言語訓練指導等申込手続	※総合支所ではリモートのみ対応

※手続きによってはリモート窓口で対応できないものもあります（身体障害者手帳の住所変更など）。不明な点がありましたら障がい福祉課にお問い合わせください。

♦ハートプラスマーク



♦耳マーク



♦オストメイトマーク



♦聴覚障がい者標識



しょうがい福祉のガイドブック

都城市　福祉部　障がい福祉課

〒885-8555　都城市姫城町６街区 21 号

○障がい福祉担当　　TEL　0986－23－2980

（身体・療育手帳、補装具、重度心身障害者医療費助成、障害手当など）

○精神保健福祉・自殺対策担当　TEL　0986－36－8715

（精神手帳、精神通院など）

○認定審査担当　　TEL　0986－36－8714

（障害福祉サービス、障害児通所支援など）

○障がい福祉課共通　　FAX　0986－24－1188

総合支所（地域生活課　障がい福祉担当）

○高城総合支所　TEL　0986-58-2312　FAX　0986-58-4281

○山之口総合支所　TEL　0986-57-3112　FAX　0986-57-5260

○山田総合支所　TEL　0986-64-1114　FAX　0986-64-1642

○高崎総合支所　TEL　0986-62-1112　FAX　0986-62-4242